出席議員(18名)

1番	森	裕	樹	君	2番	加	藤		滋	君
3番	安原	藤 義	憲	君	4番	平	間	幸	弘	君
5番	桜は	場 政	行	君	6番	吉	田	和	夫	君
7番	秋っ	本 好	則	君	8番	斎	藤	義	勝	君
9番	平局	間 奈絲	者美	君	10番	佐人	木	裕	子	君
11番	安音	部 俊	三	君	12番	森		淑	子	君
13番	広 泊	沢	真	君	14番	有	賀	光	子	君
15番	舟 [Ц	彰	君	16番	白	内	恵美		君
17番	水 万	戸 義	裕	君	18番	髙	橋	たい	子	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町		長	滝	口		茂	君
副	町	長	水	戸	敏	見	君
会 き	十 管 理 者 計 課	兼長	伊	藤	良	昭	君
	務 課 長 管理委員会書記	併 ² 長	加	藤	秀	典	君
まちづくり政策課長			鈴	木		仁	君
財	政 課	長	相	原	光	男	君
税	務 課	長	佐	藤		芳	君
町月	尺 環 境 課	長	安	彦	秀	昭	君
健身	乗推進課	長	佐	藤	浩	美	君
福	祉 課	長	平	間	清	志	君
子ど	も家庭課	長	鈴	木	俊	昭	君

農 政 課 長 併 農業委員会事務局長

委員会事務局長 瀬戸 諭 君

君

商工観光課長 斎藤英泰

都市建設課長 水戸英義 君

上下水道課長 曲 竹 浩 三 君

槻 木 事 務 所 長 五十嵐 眞祐美 君

危機管理監 大川原真一 君

教育委員会部局

教 育 長 船 迫 邦 則 君

教育総務課長 森 浩 君

生涯学習課長 水上祐治 君

スポーツ振興課長 石 上 幸 弘 君

その他の部局

代表監査委員 大宮正博 君

事務局職員出席者

議会事務局長平間雅博

主 査 佐山 亨

議事日程(第2号)

平成29年12月5日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 斎藤義勝議員
- (2) 安藤義憲議員
- (3) 森 淑 子 議員
- (4) 秋 本 好 則 議員
- (5) 白 内 恵美子 議員
- (6) 桜 場 政 行 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(髙橋たい子君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(髙橋たい子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番秋本好則君、 8番斎藤義勝君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(髙橋たい子君) 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番斎藤義勝君、質問席において質問してください。

[8番 斎藤義勝君 登壇]

〇8番(斎藤義勝君) おはようございます。8番斎藤義勝です。大綱1問質問します。

ナラ枯れ対策を問う。

健全な山林樹木の条件は、樹木が持続的に成長し、森林として維持されていることであると 言われております。かつては北海道・青森県を除き全国的に松枯れに悩まされてきましたが、 本町では対策が功を奏し、勢いが衰えてきています。しかし、近年はナラ枯れ現象に悩まされています。

ナラ枯れは、文字どおり、ナラ類であるミズナラ、コナラ、クリ、カシなどの樹木が枯れる ことです。これは、長い間、虫の害によるとされてきましたが、近年の研究により、直接の原 因はナラ菌によるもので、それをカシノナガキクイムシ、以下「カシナガ」と称しますが、媒 介することで起きる樹木の伝染病であることがわかってきました。この病原菌は、カシナガに 寄生し、ナラの木にせん入と同時に菌が樹木に持ち込まれ、この菌によって水分、養分を吸い 上げる導管が破壊されるため、樹木は根元から枯れてしまいます。

カシナガは、樹齢40年から50年以上の太いナラの根元に集団で寄生し、6月から9月に飛び 出し、また新たなナラの古木の根元にせん入、集合フェロモンを出すことによって、ほかのカ シナガも集中的に樹木にせん入、木の中で繁殖越冬し、翌年6月にふ化、再び分散飛翔を繰り 返す生態を持っています。

ナラ枯れの発生拡大の原因は、1つに地球温暖化の影響で病害虫が活動しやすくなったこと、2つにナラの木などが薪炭として使われなくなり、病害虫に弱い老木がふえたことなどが考えられています。ナラ枯れの発生は全国的傾向であり、平成25年度に丸森町において5,000本と大きな被害が発生しました。本町においても、27年度は94本、28年度は40本と減少しましたが、今年度は9月に被害調査を実施し、町民いこいの森で81本、山崎山公園で19本、船岡城址公園19本で合計119本のナラ枯れが確認され、被害は確実に増加しています。ナラ枯れの被害木は根元の腐食が早く進むため、風力やほかの負荷のかかり方によって倒れやすく、事故につながりやすくなり、未然に措置することが大切です。

昨年11月、長野県野尻湖で、高さ20メートル、直径1メートルのナラの大木が風にあおられて倒れ、4人が下敷きになり1人が死亡するという痛ましい事故がありました。これは、まさにナラ枯れによる倒木事故です。今後、さらなる実態調査・防除対策の実施が必要です。

そこで伺います。

- 1) ナラ枯れの現在までの被害状況は。
- 2) 宮城県のナラ枯れに対する補助金制度はどのようになっていますか。
- 3) 本町はナラ枯れ対策をどのように考えていますか。
- 4) 本町のナラ枯れに対する予算措置はどうなっていますか。
- 5) ナラ枯れは仙南地区では広域にわたり発生していますが、県や近隣市町との協力関係はどうなっていますか。
 - 6) 二次災害防止のための周知活動は。以上です。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 斎藤義勝議員、ナラ枯れ対策、6項目ございました。 1点目、被害状況です。 柴田町では、平成26年10月に最初の被害が確認され、以降、町有林等の調査で確認された被害総本数は293本となっております。そのうち、防除対策を行ったものは平成27年度で94本、平成28年度で40本、平成29年度はこれから実施する予定分を含めて108本で、合計242本です。現段階で残っている被害木51本については、平成30年度以降に対策を行う予定です。

県の補助金制度です。

現在の県の補助金制度は、温暖化防止森林づくり推進事業の里山森林健全化事業が該当となります。事業実施に関しては、宮城県ナラ枯れ被害対策新方針に基づき行うこととなり、補助率は2分の1です。

3点目から6点目については、関連がございますので一括でお答えいたします。

宮城県内のナラ枯れは、平成21年に大崎市で初めて被害が確認され、その後山形県境の内陸部から徐々に沿岸部へ被害が広がっております。仙南地域では、福島県境からも被害が広がっており、柴田町のほか周辺市町村では白石市、角田市、七ヶ宿町、蔵王町、川崎町、丸森町でも被害が確認されています。

柴田町では、町有林等を対象に平成26年度から被害調査を行い、平成27年度から被害の拡大 を防ぐため防除対策を開始しています。

防除対策事業費については、平成27年度は94本で198万1,800円、平成28年度は40本で79万3,800円でした。今年度は当初予算で316万2,000円を計上していましたが、県から追加の補助金が認められたことから408万6,000円を予定しています。

本年9月の調査でも被害は増加傾向にあり、特に最近は民有林へも被害が拡大しています。 民有林に関しては、今まで被害調査や防除対策を講じていないことから、全体の状況を確認した上でエリアを選定し、調査及び対策を実施しなければならないと考えております。

加えて、民有林では調査の立ち入りや防除対策等に対し同意をいただく必要があるなど、所有者の協力を得ながら実施する必要があり、その体制づくりも含め、宮城県や先進事例のある 角田市、丸森町などの近隣市町と連携を密にして事業を進めていきたいと思っております。

ナラ枯れ被害木の倒木等による2次被害の防止については、特に、いこいの森や船岡城址公園、山崎山公園、里山ハイキングコースについては、早急に点検を行い、利用者に対してもお知らせ版等で周知するほか、周知看板等の設置を行うなど安全対策を講じてまいります。

以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) それでは、最初に、このナラ枯れの最初の第一番目の発見が平成26年の

10月ごろですか。大河原の地方振興事務所の職員が巡回をしているときに、船岡城址公園内で約30本ほどの枯れ木を確認したのが最初だったというふうに聞いておりまして、これを踏まえて10月に、町内にあります町有林で被害調査を行った結果、これは今から3年前の話になるんですけれども、船岡城址公園、山崎山公園、そしていこいの森で約126本のナラ枯れが確認されたということだったんですけれども、この当時調査したのはこの3地区だけだったのかということを最初にちょっと確認したいんですけれども。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 調査区域に関しては、今議員おっしゃったとおり町の町有地、あと 町有林等に関してのみでございまして、3地区という形になります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) そうすると、この3地区だけだったということになるでしょうけれども、それで農林水産省で、平成27年度に全国的なナラ枯れの対策としてナラ枯れ被害対策マニュアルというのをつくっているわけですよね。これを見てみますと、被害対策区域を大きく3つに分けているようなんですよね。その被害の大きさによって、重点対策区域、それとすぐに緊急の対策を要する緊急対策区域、そして3番目にそれ以外の被害地と区分けするようになっていたんですけれども、本町ではこれをどのように分類したのかお聞きしたいんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 本町では、ナラ枯れの3地区については、農林水産省のマニュアルという形ではなくて、重点的なエリアということで捉えております。ただ、例えば農林水産省のマニュアルに従ってこの地区はというようなことでは、まだちょっと考えてはおりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) あと、先ほど町長の答弁で、最近はまた民有林へも被害が広がっている ということだったんですけれども、具体的にいいますとどの地区あたりなのか、ちょっと教え てください。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) ここ三、四年前からナラ枯れということで、初めは町のほうでは町 有地、町有林を対象にいろいろ調査等を進めておりましたが、そのうち議員の皆様もお気づき のとおり、町内の里山、その辺にあちこち8月、9月であるにもかかわらず赤く褐色した枯れ たような木が見受けられるようになりまして、私も地域のほうに行く際には、どの辺にどういった感じになっているのかというようなことを調べておりました。今現在の感じでは、見た目

としては一番目立つのは船迫の団地の裏というか、そちらのところは当然町からよく見えるエリアという形で目立っているとは思うんですけれども、現実的には正直言って四日市場の山根地区から、ずっとやっぱり入間田地区、葉坂地区、成田地区、船迫地区という形で、山があるところ全体には、やっぱり里山のところにはぽつぽつという形で見受けられるのかなというふうに思っております。

松枯れ等に関しては、ある程度松が枯れたところが木の骨が残っているというか幹が残っているような形なのでわかりやすいんですが、ナラ枯れに関しては、これは私がそうではないかと思った部分も大部分はそういう形ですので、きちんとした調査を行わなければならないかなとは思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) 今、調査は行わなくてはならないという話だったんですけれども、この被害調査をやるに当たって、ナラ類の広葉落葉樹の植生上、この被害木というのは梅雨明け後の真夏に入る直前ですね。水分不足になってすぐに、直ちに枯れてしまうわけです。そして、今度は逆に10月以降になりますと紅葉とかが相まって被害木との区別が難しくなりますので、被害調査というのはどうしても夏場から秋にかけて、7、8、9月と限られたものですけれども、民有林とかも含めて、先ほど船迫、四日市場、成田地区、かなりのところで蔓延しているんじゃないかという話だったんですけれども、全体調査とかそういうのをやる予定というのはどうなっていますか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) これは、一遍に全体の調査ができるかという話になると、まず調査 の仕方というのはいろいろあるかと思うんですが、1つ1つ、1本1本確認するという前に、 例えばどのエリアのどの辺にそういった木が存在するのかということを、双眼鏡とかそういったものを見ながら調査していくと。あとは、航空写真とかそういったものが利用できるんであればそういったものもございますし、昔はヘリコプター、今ではドローンとかを使って調査するというのもだんだん可能にはなってくると思うんですが、近隣の角田市、丸森町を確認した結果、そこまでの調査はしていないと。遠くから確認して、この辺にあるんだろうというような、本数も大体近くにある部分に関しては当然本数として数えているんですが、民有林の中に入っているとか、そういったところに関しては、詳細な調査はまだ実施していませんというような話を聞いております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

- ○8番(斎藤義勝君) それで、私はこの前の産業建設常任委員会の所管事務調査で資料をいただいて、この実態被害を見てきたんですけれども、ことしは被害調査をやったのが9月13日となっておりましたのですが、これ1日だけではちょっと足りないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなっているんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 当然、被害調査に関しては1日という形でやっておるんですが、その前にも当然経過観察を含めて、例えば船岡城址公園なり、例えば山崎山公園なり、あとはいこいの森ということで、事前に1回山に入っているような状態です。あと、森林組合と一緒に現場を見ながら、例えば先ほどおっしゃいました木の根元を確認したりとか、せん孔跡を確認するというような形で調査をしているような状態でございます。1日というよりも、その日に確認してまとめたというような形で捉えていただければと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) 今度は、ナラ枯れに対する補助金のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、秋田県のほうでは、ナラ枯れというのはどうしても40年、50年たった大木が被害を受けやすいものですから、高齢樹のまだ被害を受けていない木、未被害木を予防的に伐採するに当たり、県の補助金制度というのが秋田県では何かあるらしいんですけれども、本県では例えば被害を未然に防ぐために、もう40年、50年たったら伐採してしまおうと、そういったあれでの補助金というかそういうものはあるんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 秋田県の事例というのは、いろんなネットとかそういうのでいろいろ調べてはいたんですが、高齢樹の予防伐採ということに関しての補助金というのは、ちょっと今初めて伺いました。宮城県については、高齢樹の伐採等に関しての補助というのは今現在、ないかと思います。

ただ、木質バイオマスの事業の中で、ナラ枯れに限ったことではないんですが、その中で伐採して、伐採したものを例えばチップ化、あとはペレット化とかそういったものに利用することを前提とした場合、それらの伐採に関しても補助というのが設けられていると聞いております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) それでは、今度はナラ枯れで一番大事な防除対策ということでお聞きしたいと思います。

まず、予防のほうなんですが、本来林業というか森林樹木のあり方というのは、これは最近に当てはまらないと思うんですが、植栽をして間伐をして、あとまた伐採して、そしてまた植栽をするという繰り返しをやった上で病害対策。以前は、松くい虫とかによって松枯れが起きておりました。そして、最近はカシナガによるナラ枯れ対策。これらを並行しながらやっていくというのが理想的なあれではないかと思うんですけれども、この件に対しては町のほうではどういうふうに考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 先ほどの議員ご質問の中にもございましたとおり、やはりナラ枯れ 等の被害がふえてきている原因というのは、環境の変化というのは当然温暖化とかそういう形で、虫が媒介するもんですから、そういう虫たちが活動しやすいとかいうこともございますし、一方では、一番大きいのはやっぱり森と人間のかかわり方がまるっきり変わってしまったということだと思います。化石燃料に頼るようになったというのは1980年代以降ぐらいですかね。 それ以降、例えばそういった薪炭、まきとか炭とかがまるっきり産業としてなくなってしまったということもございます。そういったことで、要するに今までナラ、コナラの雑木に関しては自然更新をしていたものが、自然更新がなされなくなったということが一番原因かと思います。

あと、今現在の話をしますと、自然更新以外にも、やはり民間、これもちょっと川崎町のほうから話を聞いたんですが、民間ではやはり雑木というかそういった林を、みずからナラ枯れ等になる前に、ゴルフ場なんですけれども、危険だということで切って伐採して、新たな種子で育てた植栽を行っているという活動をしていると。ただ、これに関しては、町は特段補助とかそういうことはなくやっているというような話を聞いております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) 今、課長から答弁いただいたように、このナラ枯れがふえた最大の要因 というのは、我々の生活環境が変わったことが最大の原因であると。これは私もそのように思 います。

それで、ナラ枯れのカシナガをせん入させないようにする防止対策というんですか、こういったものは、私がこの前見てきたときには、樹幹注入とかいろいろ、あと立木のビニール被膜とかあるんですけれども、どういった対策方法というのがあるんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- 〇農政課長(瀬戸 論君) まず、町ではどのような処分をしているのかということを説明させ

ていただきますと、ナラ枯れが発生して、発生が確認された樹木に関しては根元から10センチメートル以内の部分で伐採して、それを大体1メートルぐらいに玉切りして、枝も一緒に下にしながらそれを集積した形で、周りをビニールというかそういったもので囲った上で薬品薫蒸を行っているというような状態でございます。いわゆる伐倒駆除というような形でやっております。

それで、防除法についてはいろいろあるわけなんですが、予防的なものとしては、これは残したいという大径木のものがあれば、例えば樹幹注入を行う。殺虫剤等を樹幹注入するわけなんですが、これを行ったり、あとは粘着剤とか殺虫剤を噴霧するというか、塗るとかそういったこと。あとはビニールシート、透明なビニールだと思うんですけれども、そういったものを例えば根元から幹に巻いてせん孔しないようにするというような方法等が予防的にはあるわけなんですが、それぞれやっぱりいろんな欠点と長所、そういったことがございまして、必ずしもそれが全て予防的に役立つかというと、難しいというような内容で確認されております。

駆除に関しては、先ほど柴田町では伐倒駆除という形で話しましたが、立木のまま、木が立ったまま薫蒸するという方法もございますし、あとはフェロモンを使って虫をおびき寄せるという方法もあるんですが、あとは破砕して焼却。これも伐倒して破砕して焼却するというような方法があるんですが、やはり一番確実なものは伐倒薫蒸と、あとは破砕焼却というのは、これは確実であろうと業界のほうでも言われているようでございます。

その他の方法に関しては、それぞれのエリア、エリアで条件が整えば有効性があるということでございます。

町のほうも委託業者に対していろんなヒアリングをしておるんですが、今現在の柴田町の状況を確認すると、伐倒薫蒸が一番よろしいんではないかということで、この方法で今のところは処分、処理しております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) 一番効果的なのが伐倒薫蒸して処理すると、それが一番効果的だという あれだったんですけれども、先日の資料で、本町では予防対策というかせん入防止対策として、 平成27年、28年に粘着テープを使ってやったのと、あと立木にビニールの被膜ですか、これを やったということを聞いていたんですけれども、これをやったときの効果はやはりどうだった のかちょっとお聞きしたいんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) その際というのは常任委員会のときだと思うんですが、そういった

方法があるという話はさせていただいたかもしれませんが、本町では今現在そういう実績はご ざいません。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) この防除処理作業というか、これはああいう坂とか何とかと危険を伴い、さらに金額も多額の費用も発生し、事業実施は容易ではないということは、これを踏まえてお聞きしているんですけれども、被害木の拡充を防ぐためには、今言われましたように伐倒薫蒸が一番効果的だということをお聞きしたんですけれども、伐倒薫蒸は傾斜が緩いところでは大丈夫だと思うんですけれども、やはりこの前もいこいの森も見てきたんですけれども、急傾斜の部分、この部分の被害木というのは、どうしても伐倒というのは厳しいでしょうから、どういった処理方法をやっているのかお聞きしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 確かに、急傾斜地の場合は、先ほど申しましたとおり、その場で倒して玉切りして薫蒸するというのが難しい場合がございます。今現在は、その場所から玉切りしたものを緩傾斜地の部分に運搬して、その場で薫蒸しているという状態でございます。今後、今回こういったご質問等もございましたので、業者のほうといろんな方法を検討していければと思っています。

隣接する角田市とか丸森町とかの話もいろいろ聞いてございまして、立ち木での薫蒸をされている事例とか、一部はやっぱり消毒を優先しているというか、予算的なものも何かあるような話ですが、そういったものも含めて検討していきたいと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) そうすると、結局立木薫蒸とかをして伐倒しない分というのは、どうしても被害に遭ってから一、二年で小さい小枝、そしてあと二、三年あたりから大きな枝が枯れて、今度5年後あたりから、さっきも長野県の事故の件を言いましたけれども、枝の落下や倒木による危険を抱えていると思うんですけれども、今後のそういった面の対策というのはどういうふうに考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 今現在は、被害木はございましても、例えばその状況を見ながら経 過観察をして、随時処理を行っているというような状況でございます。県のほうの予算等も、 やはり急激なナラ枯れの被害量がふえたということもございまして、全て満足についているよ うな状態ではないと。前は仙南地域が被害が大きくて、仙北のほうは余りなかったということ

なんですが、最近仙台市、あとは仙北のほうでもかなり被害量が多くなってきたということで、 全体の県予算の中で多少割り振りというか、予算が若干抑えられているというか、そういうよ うな状況だということで聞いておりますので、今後はそういったことも含めて、危ない木とい うよりは経過観察を確実にしていきながら、そういった倒木等の事故が発生しないような形で やっていきたいと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) 今までそういう防除対策をお聞きしたんですけれども、これは全国どの地区を見ましても、今やっている現状だとイタチごっこだと思うのね。枯れた、見つけた、伐倒薫蒸。こういった対症療法には限界があると思うんですよ。ですから、私が思うには、見つけたらやっぱりすぐに、今回も何か経過観察にして来年度に四、五十本ぐらい持ち越すという予定だったらしいんですけれども、それは予算のほうから見ましても、ことしは当初に316万円、そして今回の補正で90万円ぐらいですか、何かそのぐらいをとっていたようですけれども、もうちょっとこれをふやして、ナラ枯れ対策に目を向けるというか、そういうことはいかがなもんでございましょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 管内の農政関係の課長会議の中でも、もう少し予算をふやせないかとかそういった話の中で、やはり県のほうの立場では、今議員おっしゃったとおり、なかなかどんどん切っていくということが、果たしてこれが正解というかに結びつくのかというようなことで、いろんな税金の無駄とまではいかないんですけれども、そういったところで追っかけっこだというような話は、本当にいろんな話の中で各市町からも出ていますし、県の立場からもそういった話をされています。

やはり、木を使っていくという意味からすると、やはり県のほうでは先ほど申し上げましたとおり木質バイオマスを燃料化するとか、まきストーブを使っているご家庭もどんどん今ふえているようなんですけれども、そういったものをやはり広げていくことによって、ナラ枯れの木を処分するんじゃなくて、ナラ枯れしたら処分というか伐倒するところまでは、倒すところまでは一緒なんですけれども、それらの処分にはやはりお金がかかったりするので、それらを有効利用していく方法を考えていかなければならないんじゃないかというような話でございました。大変これは難しい話だと思うんですけれども、今後はやっぱり近隣市町、県ともやっぱり連絡をとりながら方策を考えていきたいと思っております。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

- ○8番(斎藤義勝君) ナラ枯れに対する予算措置、それについてお聞きしたいんですけれども、 ことしが一番ふえてきまして、先ほども申し上げましたけれども、平成28年度が90万円ぐらい だったのに対して、今年度は400万円ぐらい予算措置をとって対策を練ると。ただ、この金額 の中身を聞きたいんですけれども、これは全部補助金になっているんですよね。町の単費とい うか、単独予算は入っているのかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 平成27年度までは全て県の負担という形で進められておったようなんですが、それ以降、28年からは2分の1ということでございます。ただ、一部の例えばお金が余りかからないような予防措置に関しては、今10分の10というものも、まだ一部残っていると聞いております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) 今度は、伐倒するのにいろんな面で経費等かかると思うんですけれども、 条件はいろいろと急傾斜あるいは平なところで違うと思うんですけれども、大体1本当たりど のぐらいの費用がかかるものなのかお聞きしたいんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- 〇農政課長(瀬戸 論君) 一応、県のほうの補助を要望する場合の単価が大体1立米当たり3万円ぐらいという形なんですけれども、事業費に関しては、その年その年の伐採する部分、処分する部分のエリアの木の幹の太さとか高さとか、その辺がございますので、1本当たりという換算ではちょっと今ではないんですが、一般的な話をすると1本当たり2万円……、ちょっと待ってください。2万1,000円ぐらいの金額でやれたときもありますし、今回の船岡城址公園に関しては、伐倒するというのがちょっと難しいので、これから作業をするわけなんですが、上のほうからチェーンソーで切りながら落としてくる。そして、落としたものを運搬して、そこで処分するんではなくてチップ化するという形で今回は予算化していますので、10本なんですけれども、1本当たり20万円ぐらいお金がかかってしまうと。そのやる場所によって、1本当たりの単価というのはかなり違ってくるのかなと思っております。
- **〇**議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) そうすると、この伐倒する際の金額も条件によって変わるということだったんですけれども、前回の産業建設常任委員会のときの資料を見せていただきますと、ことしは119本のナラ枯れが見つかって、40本が実施済み。そして、これはあくまで10月現在のデータですけれども、今後実施予定が68本となっていたんですけれども、12月補正で92万4,000

円ほど計上されておりますが、この予算だと全部伐倒できますか。何本ぐらい伐倒できる予定 でしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 119本、今年度確認されました。その中には、平成28年度に調査をして今年度予定していた分も含めてという形になりますが、改めて県のほうで管内市町村のほうからナラ枯れの予算要望をとっていたわけなんですが、若干ことしはちょっと枠が残っているということもございまして、本来でしたら40本で終わるというところだったんですが、本数もちょっとふえていますという話をしましたら、2次募集ということで68本認めていただいたと。そのうち船岡城址公園の10本というのは入っているわけなんですが、船岡城址公園の10本と山崎山公園の19本、そして町民いこいの森の39本ということで、こちらのほうを今回補正のほうにかけさせていただいております。

あとの51本の残りに関しては、状況が全て悪いわけではないと。今現在、伐倒薫蒸している ものに関しても、できるだけ被害の拡散を防ぎたいという観点から、枯れていない木に関して も伐倒薫蒸しているというような状況でございます。51本という形で経過観察は残るわけなん ですが、こちらに関しては先ほど申し上げましたとおり、状況を確認して対応していくという 形になると思います。

なお、今年度119本、済みません。追加の募集を受けておる関係で、一応現段階では県のほうから、これは平成30年度の前倒しという形で受けておりますので、来年度調査をした上で予算をつけていただくという形になると思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) そうすると、今のあれですと、被害に遭ったあれは今年度中には全部伐倒は厳しいんじゃないか、持ち越すんじゃないかという話だったんですけれども、よく丸森町なんかの例も見ましても、ナラ枯れはほっとけば四、五年で終息に向かうんじゃないかとよく言われますけれども、これはあくまで枯れたナラの木を伐倒薫蒸して処分して、木が少なくなったということが大きな要因になっているわけですよね。だから、この被害に遭ったものをそのままに拡大していたのでは、やっぱりこれはカシナガのいい餌となって、なくなるまで四、五年じゃなく10年、悪く言えば20年ぐらい続くんじゃないかと私は思うんです。

それで、やはりここは全額補助が県のほうから無理だというんであれば、私が思うには町の 単独事業として残り51本ですか、来年に持ち越すとかというんですけれども、何とか今年度中 に伐倒薫蒸できないのかということを要望したいと思います。 それで、続きまして、ナラ枯れによる2次災害の防止方法ということについてお聞きしたいんですけれども、一番最初にも言いましたけれども、カシナガというのは地際から大体2メートルの範囲ぐらいがどうしても侵されやすくなって、そしてそれによって、先ほど言いましたけれども、長野県の事故のように倒木の可能性というのは非常に多いんですよね。

それで、県のほうではこの周知活動の一環として、被害木発見協力キャンペーンというのをやっているようなんです。その中身を見てみますと、例えば紅葉シーズンでないのに葉の色が変わっているのであれば教えてください、あと木の根元に木くずというのを見つけたら教えてくださいとか、あと山歩きをしていて木の幹に直径、これはほんのわずかな穴なんでしょうけれども、多数あいていた場合は連絡をくださいというようなキャンペーンをやっているようなんですけれども、それで私も本町、柴田町のお知らせ版とかそういうのを見てみたんですけれども、今までこういったことをお知らせ版で掲示したことはないようなんですけれども、今後周知活動の一環としてこういったことをお知らせ版やホームページに載せる考えはないのかどうか、それをちょっとお聞きします。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 町長答弁でも申し上げましたが、今回非常によい話だと思いますので、ホームページ、お知らせ版等で町もキャンペーンをやっていきたいと思っています。

ただ、今里山に関しては、里山ハイキングコースに関しては、里山の会という会がおととし 組織された関係がありまして、そちらの方のほうにはそういった兆候があるかどうかというこ とについてお願いしているというような状況でございます。

あと、もちろん業者のほうに委託している部分もございますので、そちらのほうで調査等を 含めて今実施しているというような状況でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) あと、この周知活動でもう1点ちょっとお聞きしたいんですけれども、 例えば立ち入り禁止の看板の設置とか、さっき町長もちょっと言われたんですけれども、2次 災害防止のためにそういったものは考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 現段階では、立ち入り禁止の措置をするようなエリアはないものと、 逆に言うとそういったことがないような形で観察を続けているという状況でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- **〇8番(斎藤義勝君)** 最後に総括になりますけれども、先ほども課長が何回も言っております

けれども、近隣市町村とのこのナラ枯れというのは協力関係が大切だと。当然、このナラ枯れ は仙南広域で発生しておりまして、本町では境が大河原町、村田町、岩沼市、角田市と、山と 山で隣接されているのが、この4市町村ぐらいあるわけですよね。ですから、柴田町単独で幾 らやっても、やっぱり限界があると私は思います。

それで、ここは一つ自治体の枠を超えて、仙南広域で、先ほど被害調査の例を一つとりましても県のほうのヘリとか、最近はドローンなんていうのもできておりますので、そういった広域的な働きかけで空中探査というんですか、そういったものをさっきは検討されているとおっしゃっておりましたけれども、具体的に仙南広域で考えるように持っていってはどうでしょうかということをお聞きします。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 議員おっしゃるとおり、先ほども申し上げましたけれども、管内の 課長会議でも、県内の自治体だけではなくて、正直言って七ヶ宿町のほうは山形県、あとは丸 森町のほうは福島県のほうから、確実にそういった被害が広がっていると。それで、各市町に おいては、同じように例えば角田市であれば白石市と接する部分で被害があるとかそういった 話がそれぞれの市町村間で意見のやりとりがございましたんで、今度はちょっと県の部署のほ うとも協議をして、ぜひ管内の市町の中でそういった調査の方法とかも含めて、いろんなこと を検討できないかということで働きかけをしてまいりたいと思います。

県のほうは、福島県、山形県のほうとも、今後は対策が必要ではないかというコメントはいただいておりますので、多分どういった方法になるかというのはまた別な話でしょうけれども、そういった取り組みを進めていければなと思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) それでは、さっき駆除のほうで伐倒薫蒸を主にやっているという話を聞いたんですけれども、丸森町では5,000本、6,000本の薫蒸とかそういうものをやったようなんですけれども、この薫蒸をした後の処理というのは、丸森町ではどういうふうに後処理をしたのか教えていただければと思うんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 聞いている範囲内の話で大変申しわけございません。丸森町は、例 えば平成27年度の被害に関しては、例えば4,052本の被害があったという中で、実際そちらの ほうの取り組みをしたのが五百十何本という形で聞いておりますが、被害量と事業量というの は、必ずしも年度が、前の年に調査して次の年にいくというような形でございますので、そう

いった中で話を聞いたときは、伐倒薫蒸はもちろんそういった方法もございますし、先ほど申 し上げましたとおり、例えば搬出がしやすいものに関してはチップ化して放射線の許容量等の 範囲内があると思うんですけれども、そういったものを、例えば公園にチップ化したものを敷 いたりしたという話は聞いております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) そうしますと、これに関連して、この前いこいの森で玉切りにして薫蒸 してビニールで覆っている材木を見てきたんですけれども、これのこの後の処置方法というの はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) このナラ枯れに限らず松くいも同様なんですが、正直言ってこのナラ枯れに関してだけ言うと、こんなに一遍に被害が広がるというような、スタート時点はイメージがなかったのかなと私は感じております。それで、ただ今回も出たとおり100本というような形のオーダーでいろんな被害が出てくるという形になると、果たしてそういったものを、例えばいこいの森とかそういうところにその場その場で置いておいていいものかといような、やっぱり景観上とかいろんな意味でちょっと考えたりは個人的にはするんですが、そちらのほうの運び出しをすると当然費用がかなりの費用になってしまったりもするので、処理の方法も今後はナラ枯れの処理の仕方の中で検討していかなければならない課題だということで、今後検討してまいりたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○8番(斎藤義勝君) では、最後になりますけれども、この処理が今後大変だというふうに考えているようなんでございますけれども、ナラ枯れになった被害木の再利用というか、何か有効な利用法というんですか。どうしても薪炭とかまきストーブ、そういうもの以外余り考えられないようなんですけれども、何か有効な手だてというものはないものかどうか、最後にお聞きします。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 私もいろいろほかの市町とかのやり方というのをお聞きしているんですが、やはりどの市町もこのナラ枯れに関してはかなりの量も出ているということなので苦慮されているようです。先ほど申し上げましたとおり、チップ化して、例えば林の中というか遊歩道とかそういうところに敷き込んだりすることとか、当然薫蒸したものであれば余り腐ったりする前であれば、そういったまきストーブで持っていきたい方に持っていってもらうとか

そういった方法はあるかと思うんですが、将来的にはやはりエネルギー革命の中で、要するに木質系の先ほど申し上げましたバイオマス等で、例えばペレット化したものとかそういったものが流通するような形の世の中をやっぱり変えていけば、今回のナラ枯れに限らず松くいもまるっきりなくなったわけではないので、そういった本当の森林の資源を利用できるというようなものになるかと思いますので、県のほうでは先ほども申し上げましたとおりバイオマスのそういった取り組みをしっかりとしていきたいというような話も言っているので、どのような形で町もそれに応援というか追っかけていけるかをちょっと検討、そちらもいろいろと協議検討していかなければならないと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。
- ○8番(斎藤義勝君) 以上で終わります。
- ○議長(髙橋たい子君) これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

[3番 安藤義憲君 登壇]

〇3番(安藤義憲君) 3番安藤義憲でございます。大綱2問質問させていただきます。

1問目、いじめ見のがしゼロ運動のその後の成果は。

文部科学省の平成28年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が公表され、いじめの認知件数が過去最多となる32万3,808件で、前年度より10万件近く増加したとの新聞報道がありました。それには、「いじめ防止基本方針」が改定され、けんかやふざけ合いも調査対象に含まれたため小学生を中心に件数が伸び、特に小学校低学年での増加が目立ったと記されていました。また、会員制交流サイト(SNS)などでの「パソコンや携帯電話での中傷、いやがらせ」もふえています。公表された調査結果によると宮城県は、いじめについてワースト3位で、また不登校の割合も全国で最下位でした。

そこで伺います。

- 1) 9月会議で1学期のいじめの件数が報告されました。その後、いじめの件数はどうなっていますか、直近の件数を教えてください。また、その結果をどのように判断しますか。
- 2) 「いじめ見のがしゼロ運動」を学校全体で取り組んできた経緯を踏まえ、この運動をどう評価しますか。
- 3) 新聞報道では、児童生徒の会員制交流サイト(SNS)などでのパソコン・携帯電話でのいじめも記されていました。ネットによる誹謗中傷など、先生方に見えないところでいじめが横行しています。町内小中学校での児童生徒間の使用状況を把握していますか。また、適切な指導をしていますか。
- 4) 不登校の児童生徒が全国で宮城県が最下位と報道されました。柴田町においては、いじめによる不登校の子が「仙南けやき教室」に通っているとのことですが、勉強、家庭環境、友達関係等々が遠因となって不登校となった児童生徒はいるのでしょうか。いるとしたら、登校を促す方法はどのようにしていますか。「仙南けやき教室」へ通うということもあるのでしょうか。

大綱2問目。台風21号の被害対策についてでございます。

台風21号によって甚大な風水害が各地にありました。土砂崩れ、冠水、覆水等の被害に対し、 町としてもその対策に鋭意専心対応し、復旧に全力を尽くしてきたことご苦労であったことと 思います。しかしながら、未整備のところも多く、何点か気にかかる点もありましたので、何 います。

- 1)本船迫下町から十八津入にかけてのところで土砂崩れが起きました。速やかに土砂を取り除き復旧しましたが、その箇所は急斜面が続いており大雨時には再び土砂崩れが起きる可能性があります。民有地ということもあり、その対策も難しいところもあると思いますが、あの道路は通学・通勤の道路であり、生活に密着した道路です。所有者と話し合いをして土砂崩れ防止の対策をとるべきではないでしょうか。
- 2) 船迫釜ヶ入地区が道路冠水で一時孤立しました。道路のかさ上げや排水機を設置するなどの考えはないのでしょうか。また、船迫田小路地区の町道交差点にある排水ますが地面より数十センチ高く、縁石が見えないほどの水たまりとなりました。大変危険であり、排水ますを下げるとか盛り土をするとかの対策を講じられないでしょうか。
- 3) 剣水集会所前の道路が雨水対策による道路かさ上げ工事でガードレールが低くなっています。いずれ舗装されることと思いますが、そうなると路面がなお高くなってガードレールが低くなります。通行者が車とすれ違うときには転落する恐れがあります。排水路の斜面はコン

クリートのブロックで覆われており、転落したときに大けがをすることが考えられます。早急に修繕しなければならないと思いますが、その予定はありますか。また、ガードレール等を設置するに当たり、地面から何センチメートルの高さにしなければならないなどの決まりがあるのでしょうか。

以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。1問目教育長、2問目町長。最初に教育長。〔教育長 登壇〕
- ○教育長(船迫邦則君) 安藤義憲議員の大綱1問目、いじめ見のがしゼロ運動の成果について お答えします。4点ございました。

1点目、直近のいじめについてです。

今年度の10月末現在のいじめ認知件数は、小学校で17件、中学校で15件で、そのうち直近の 8月から10月末現在のいじめ認知件数は、小学校で2件、中学校で4件、合わせて6件となり ます。6件の内容は、小学校では冷やかし、からかいが1件、その他が1件。中学校では、仲 間外れ、集団無視が3件、押さえつけられる事案1件となっております。

平成28年度の10月時点での件数と比較してみますと、小学校で6件の増、中学校で8件の増となります。このことは、今年度から取り組んでいるいじめ見のがしゼロ運動により、軽微な事案も認知することとなったためと考えております。

このような結果から、いじめ認知件数がふえていることを真摯に受けとめておりますが、今年度の1学期のいじめの解消件数を見てみますと、小学校ではいじめ認知件数15件のうち14件が解消し、解消率は93%、中学校ではいじめ認知件数11件のうち9件が解消し、解消率は82%で、いじめの早期発見、早期対応の成果がうかがえます。

今後もいじめを早目に把握し、軽微な段階で対応することができるよう努力するとともに、 いじめ認知事案につきましては、少なくとも3カ月間は継続した指導を行い、児童生徒の関係 修復に向けて、家庭や関係機関の協力を得ながら努力してまいります。

2点目、いじめ見のがしゼロ運動についてです。

いじめ見のがしゼロ運動は、いじめを見たり聞いたりしたら、見ないふり、聞かないふりをすることなく、先生などに伝えるように児童生徒に呼びかける取り組みです。学校長のリーダーシップのもと、毎月いじめの状況を職員全員で情報交換するなどしながら、PTAの協力のもと保護者とも連携して進めております。また、いじめの未然防止に向け、道徳の授業で命の大切さをテーマに取り組むことや、児童生徒が作成したいじめ防止のポスターやいじめ防止の

標語を校舎内に掲示する取り組みも継続して実施しております。

今後もいじめ見のがしゼロ運動を推進し、いじめの認知漏れのないよう、またいじめの早期発見、早期対応に向けて組織として対応するよう総力を挙げるとともに、学校、保護者、地域の連携を図って、いじめ問題の克服に向け取り組んでまいります。

3点目、SNSについてです。

SNSの使用状況につきましては、全ての児童生徒を対象にした調査は行っておりませんが、小学校6年生と中学校3年生を対象に毎年実施している全国学力・学習状況調査の中に、1日の携帯電話やスマートフォンで通話やメールなどに費やす時間に関する項目があり、今年度「持っていない」と回答した小学校6年生は42.9%、中学校3年生は17%で、宮城県や全国の結果と同じような結果でした。また、「1日に費やす時間」では、小学校6年生では「30分より少ない」という回答が最も多く、中学校3年生では「1時間以上2時間より少ない」という回答が最も多い回答でした。

各学校では、原則携帯電話を持ってこないよう指導しておりますが、どの学校もメディアの利用に関する指導を行っております。学校の指導だけでは改善が期待されるものではありませんので、大河原警察署の生活安全課や外部機関に協力を依頼し、ケータイ・スマホ安全教室を開催するなどして、児童生徒が情報機器の利便性と危険性について学ぶ機会を設けてきております。

また、児童生徒がトラブルに巻き込まれないよう適切な使い方を身につけさせるために、学校と家庭が連携して、児童生徒が家族と一緒に話し合って自分で使い方のルールを決める「わが家のルールづくり」の取り組みを進めているところです。

4点目、登校を促す方法についてです。

不登校の要因は、複合型が圧倒的に多く、多様な要因、背景により、結果として不登校状態 になっているので、教育の観点のみで捉え対応することが困難な状況となっております。

不登校児童生徒に対しては、学校が組織として対応を検討しながら、学級担任が窓口となって、場合によっては保護者が仕事を終えて帰宅する時間帯に電話で様子を伺ったり、家庭訪問を行うなどして学級便りや学校便り、授業で使用したプリントなどを届けながら話し合いの時間を確保して、1時間でも1日でも多く学校に登校して、仲間とともに過ごすことができるようになってほしいという願いを持って支援に当たっております。

また、本人が安心して学習に取り組むことができるよう、仙南けやき教室に通所したり、宮 城県子ども総合センターの子どもデイケアに通って、ソーシャルスキルや学習のサポート受け ながら学校生活への復帰を支援する場合もあります。

町教育委員会としましては、先生方の努力に加えて、毎月1回スクールソーシャルワーカーと自立支援相談員の打ち合わせを継続して行うことや、県教育委員会の登校支援ネットワークや児童相談所を活用することなど、関係機関の協力を得ながら不登校児童生徒に対する早期の支援や自立に向けた支援を今後も継続して行ってまいります。

以上でございます。

〇議長(髙橋たい子君) 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 大綱2問目、台風21号の被害対策で3点ほどございました。随時お答え します。

台風による大雨により、本船迫字舘山地内の民有地、山林の一部が幅9メートル、高さ3メートルにわたり崩落しました。当初は相当量の土砂や木々があるものと想定しておりましたが、実際に土砂や流木の撤去作業をしてみると、土砂は4トンダンプ10台程度、サツキやヒバといった庭木が4トンダンプ2台程度の量でした。土砂を撤去した際、残っていた不安定な箇所の土砂も全て撤去したため、現在は安定した状況が保たれている状況にあります。崩落面の土砂を撤去した後は安定した状態を保っているため、宮城県の見解でも災害復旧などの措置は必要ないと判断されております。

今後とも大雨時は注意深く注視するとともに、民有地所有者の維持管理の徹底をお願いした ところでございます。

2点目、船迫釜ヶ入地区については、町道船迫14号線と並行して流れる平堀が、草刈り後の草や稲わらなどが大量に流れ込み、流れを阻害したために悪影響を及ぼし、水位上昇を招き、周辺道路が冠水に至ったと思われます。

町道船迫14号線から釜ヶ入地区に向かう町道槻木1号線につきましては、平成24年度と平成27年度の2カ年で、路線全体の舗装工事を行っております。その際、地権者の要望等が反映された現在の舗装高にかさ上げを行っております。

台風21号による道路冠水は、平堀の流下能力の低下が主な原因であると考えられるため、管理者である柴田町土地改良区と対応を検討する必要がございます。部分的な道路のかさ上げで道路冠水が軽減できるか検討してまいりますが、排水機の設置については、今のところ特に考えておりません。

次に、船迫田小路地区の排水ますにつきましては、仙南地域広域行政事務組合が管理してい

る柴田衛生センターの排水管の空気弁でございます。配管内にたまった空気を自動的に抜く弁 で、空気がたまることを防ぐ必要な施設となります。

また、ますの高さを下げることについては、空気弁の高さが決まっており、下げることが難 しい状況であります。

安全性を考慮し、ますの存在をより明らかにするための標示板の設置について、既に仙南地域広域行政事務組合にお願いし、対応してもらうことになっております。

3点目、剣水地区集会所前の町道下名生9号線は、堤防を兼ねた道路を下流側で行っている 剣水地区雨水対策工事にあわせ、かさ上げを行った後に舗装を行う工事です。

さて、剣水集会所東側の防護柵についてですが、車両が転落しないように堤防高さに合わせ 車両用防護柵、ガードレールが設置されています。舗装工事が完了した後の車両用防護柵の高 さは、道路面から一番低い場所でも60センチメートルとなりますが、設置基準である高さ、60 センチメートル以上1メートル以下の範囲内にありますので、今のところ問題はないと判断し ております。

以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 平成28年度の件数からいいますと、小学校で6件、中学校で8件がふえているということでございましたが、児童生徒の問題行動、文部科学省で平成28年度の調査結果が出されたところが10万件近くふえているというふうなところと、柴田町の中においてこの数がふえているという、小学校で6件、中学校で8件ふえているということでございますが、これはいじめ防止基本方針が改定されたから、この数が、平成29年の数が昨年より減っているというふうに受けとめたらいいのか、はたまたうがった見方をすると、それまではそういう基本方針が改定されなくて、言ってみれば見逃していたというふうなことなのか、どちらなんでしょうか。どういうふうに考えられ、受けとめられましょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) いじめの認知件数ということで、ふえているということなんですが、基本方針の中で、以前であればけんかは除くというふうになっておりました。ただ、今回からはけんかも含めると。それから、以前であればからかい、子ども同士の遊びで、その場でからかいということで、そういうことがあった場合、以前は本人が嫌な思いをしている場合ということでもその部分は件数には入れていなかったということを、今回からはそういうからかいにおいても児童がそれで嫌な思いをしたということがあれば、いじめとしての認知件数とし

て加えるということがありますので、学校の現場においては、やはり軽微なそういうからかい、またはけんかということで、その場でおさまってはおりますが、そういうものも含めていじめの認知件数として含まれるということがありますので、そういう件数が上がってきているということで、認知件数が増加しているということで考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 見のがしゼロ運動についてなんですけれども、現場の先生たちの仕事は 大変多くて大変なんだろうなと思いつつ思うんですけれども、この見のがしゼロという運動に ついての指針というか、先ほど来教育長が、前回の議会のときにも答弁いただいたとおりでご ざいますけれども、その指針というものがあれば教えていただきたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 指針といいますか、やはり今までいじめゼロということで、いじめをなくすという立場でそういう運動を行ってきたんですが、やはりいじめがあるという前提のもとで、その周りにいる子どもたちも、いじめがあること、いじめを見逃さない、自分たちもいじめというものを、子どもたち自身もそれがいじめだよということがわかる形、わかるという部分で、いじめを見逃さないということを柱にして今回この運動をしていただいています。保護者のほうも、やはりいじめ見逃しということですので、子どもが嫌な思いをしている、誰々さんに何かを言われて嫌な思いをしているということが、それはいじめですよということを皆さんで、保護者も共通認識を持っていただいているということが、この運動の中での主な、保護者も先生も児童生徒も、やはり自分が嫌だなと思うようなこと、そういうことがもういじめの始めですよということで、それ見逃さないという共通認識で進めるというのが、今回のいじめ見のがしゼロ運動の根幹をなしている部分ではないかと思っております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 今のことで、説明は前回もお聞きしたところでございますが、いわゆる子どもたち、先生たちを初め保護者にも、ただ口頭で、あるいは文書で出しているというだけで、教育委員会として学校現場のほうにはこういうふうなものを一応指針として、いじめ見のがしゼロというものに対してはこうなんだというふうな文書とかは、出してはいないわけですか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 指針という形で文書では出してはおりません。ただ、各学校で計画の中で、いじめ見のがしゼロ運動ということで、各学校のほうでもそれを計画に織り込んで

対策を行っているという状況です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番 (安藤義憲君) それから、9月のときに熊本県で、SNSでいじめを匿名で報告されているという、そういうお話をさせていただきました。実際的には、今回の調査結果の中では、SNS交流サイトとか、パソコン等々での誹謗中傷等がふえているというところもありました。また、過去において、SNSのいじめにおいて自殺をしてしまったという事柄もありました。今の時代、こういうものを否定はしませんけれども、やはり子どもたちにその使い方、学校に持ってこないとか、生徒自身、子ども自身が相当数のパーセンテージで持っていると、持っていないということで、子どもたち自身もその使い方を誤ってしまうと、そういうふうな悪い結果が出てくるということも児童生徒に教えるべき事柄でありまして、先ほどの答弁の中では、ただ持っているか持っていないかという事柄だけで、その使用方法とか、使用方法と言いましょうかこういうふうな事柄には使ってはいけない、あるいはこういうふうなときにはこういうふうにするとかというふうな、そういう指導というものは、学校現場では指導するということはないんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) やはり、スマホとか携帯に関しての使用方法に関しては、学校の中でもそういう使い方に関しては授業等を通して行っているところですが、やはり本当にスマホとか携帯に関してそういう外部の講師に来ていただいて、実際にどういう危険があるのか、そういうような事例を示していただきながら、ケータイ・スマホ安全教室というものを小中学校のほうでも定期的に開催しておりまして、児童生徒へ適切な使い方ということでの教室を行っている状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 本当に、陰湿なんですね。いじめそのものが陰湿であり、顔の見えないいじめというのがこのSNSであり、携帯、パソコン等なんであります。その陰湿の最たるものが、この電子媒介されているSNSとかパソコンでの誹謗中傷ということで、児童生徒に対して本当に強く指導、使い方を教えてやらなければならない、結果としてああいう不幸な出来事につながらないように指導していかなければならないんではないかなと思うわけであります。それで、不登校の子どもの件でございますけれども、不登校については、トータルで30日という答弁をいただいております。30日未満というふうな子どもたちも相当数の数があるんじゃないかなと思うんですけれども、まずその辺のところを把握されているならば教えていただき

たいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 欠席が30日以上になれば不登校という区分として把握はしておりますが、30日未満であったとしても、欠席日数、それから別室登校、それから遅刻・早退というようなものを加味して、そちらが30日を超えている児童生徒のほうを不登校相当ということで把握している状況です。

それで、平成28年度の状況でいいますと、小学校で不登校相当の児童が16人、それから中学校のほうでは2人ということで、数字的には把握をしております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) この子どもたち、小学校における16名、中学校における2人の子どもたち、不登校の子どもたちは、その後は通学登校するようになったんでしょうか、それともまだそのまま継続、不登校のままなんでしょうか。どちらでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 不登校といいますと、まるっきり学校に来ていないというふうに 捉えてしまうんですが、例えば30日以上不登校ということで上がってくる児童生徒も、実際学校にはまるっきり来ていないわけではなく、30日欠席が超えているので、1年間の中で30日を 超えた子は全部不登校という区分に入ってしまうんですが、先ほども言った準不登校相当の児童生徒も、やはり学校には来ておるんです。別室登校なり学習室ということで、同じように保健室なりそういうところで、学校には来ていますが教室には行っていないということで、全く 学校に来ていないわけではなく、教室になかなか入れないんですが午前中だけ来るとか、午後だけ来るとかということで、この準不登校相当の児童生徒も学校には来て、教室には入れないんですが、そういう形で学校には通学している状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 学校には来ているけれども教室には入っていないということなんですね。 それで、保健室等でその時間を過ごすということなんですね。その子どもたち、学校には来て いるけれども教室には行かない、その原因というとどういうことが考えられますか。というか、 そういう原因は何だと把握しておりますか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 先ほど不登校相当ということで、済みません、中学校のほうでは 2名と言ったんですが、7名の間違いです。申しわけありません。7名が不登校相当になって

おります。

それで、教室に入れない理由ということなんですが、先ほど不登校の要因ということで、やはり児童生徒によっていろんな要因が複雑に絡み合っている状況があるようです。ですので、何か1つの要因があって教室に行けないという状況ではない状況です。勉強のつまずきがあったり、またはなかなか朝起きてこれないという家庭的な状況とか、やはりいろんな要因が重なって教室に行けなくなっている、不登校になっているという状況がありますので、この理由でというのは、なかなか判断することは難しい状況で、ですので学校のほうでは一人一人にきめ細かな対応ということで、その児童生徒に合った学習環境を提供している状況というのが今現在です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番 (安藤義憲君) そういうふうなことであるならば、やはり子ども自身への教え、諭しといいましょうか、あと家庭、保護者の協力というのは絶対的に必要な事柄になってくるんですよね。当然のことながら、学校と保護者と、いわゆるPTAの協力、そして学校への理解というものを十分把握していただかないと、こういう問題はなかなかなくならないと思うんですよ。ぜひ、学校サイドだけで解決するべき問題でもないし、保護者の協力というのは絶対不可欠な事柄だというふうなことは理解しておりますけれども、このいじめについてだけ言いますと、どうしてもいろいろな新聞報道なんか見ると、どうしても学校サイドのほうの不手際というのが大きく報道されてしまいます。仙台での子どもの中学生の自殺のことでは、第三者委員会の委員を選定するのに保護者のほうの、その遺族のほうの意向を酌んだ形でやってもらいたいというふうなことを報道されているところでもございますので、ぜひこの学校サイドのほうからPTAのほうへ、そして保護者の方々の児童生徒自身にそういうふうなことの重さ、重大さというものを認識するようにお願いしたいなと思っております。

さて、大綱2番目でございますけれども、下町から十八津入にかけてということで、民有地ということで、その所有者のほうにお願いしているという答弁でございましたが、その土砂の崩れた量も4トン車で10台、あと樹木等で2台であるというふうな答弁をいただきました。あの現状そのものはご承知のとおりだと思うんですけれども、とても斜面は急斜面、急傾斜の場所でございます。それで、これからもあの台風21号のような雨量というのは、台風に限らず局地的なもので出てくる可能性も大いにあります。所有者のほうに、土砂崩れ防止の対策を練るようにお願いするとともに、町のほうでそのことに対して何らかの対策、応援ということができないのかどうかお伺いしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 町での対策ということですけれども、正直、道路ののり尻から全部、山地、それから宅地というぐあいに全部民有地でございまして、町で手をかけられるのかといったら、当然民地でございますので、手はかけられません。

ただ、今回幹線町道において土砂が崩れてきたので、町は通行を確保するために土砂だけは 撤去をしたというお手伝いをさせていただいたという状況です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) そういうふうなことは重々わかっているんでありますけれども、土砂が崩れ、そして町道の上に土砂が流れ出て、それを取り除いたと。これからもそういうふうな事 案が発生したときには、そのような対処をしていくということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 維持管理については、当然所有者の努めだと私は思っています。 維持管理の徹底をお願いするのは当然のことだと思いますけれども、同じように道路上に土が 出たらということですけれども、所有者にも当然お伝えをして、無理であればまた今回のよう に通行を確保するための目的であの土を取ることはやぶさかではないと思っております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) それから、大綱2番の2)になりますけれども、先ほどの町長の答弁の中にありましたが、いろいろなものが流されて排水ますのほうに重なって、詰まって水かさがふえたというふうなことでございましたが、釜ヶ入地区において、その堀のところと、それから葛岡に抜ける道路の2カ所のところが水でかぶさって、どちらにも抜ける、通行することができなかったと、通行できなかったということで、それでかさ上げをしてもらいたいなという思いでございましたが、ご承知のとおり白石川は阿武隈川の支流でございます。阿武隈川が増水することによって、白石川の水かさがふえてしまうと。いわゆる逆流してしまうというふうなことで、こっちのほうで、船迫のほうで雨量、水が少なくても、排水路の水かさが少なくても逆流してふえてしまうというふうなこともあり得るわけでございます。そういうふうなことを勘案すると、どうしてもあの地区を含め、どうしても排水ポンプとか、排水ますとか、そういうふうなところを大きくつくってもらわないと、あの地区の雨被害、雨水被害というものはこれからも続くように思うので、早急な対策というものを考えていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長(水戸英義君) 今、安藤議員から、町全体の話ということでございました。とりわけ今回の釜ヶ入地区については、船迫14号線と並行して走る平堀があって、槻木小学校の東側に千間堀があって、それを低地排水路に抜けているということでございますけれども、低地排水路の先には四日市場排水機場があって、もうフル稼働でもって、能力限界まで今回かいていたわけです。実際、低地排水路の水を通常どおり五間堀に流せれば、下流側の岩沼市に影響がいくでしょうし、かつては国土交通省のほうに何とか排水機場的な要素を含んだものができないかという要望もしていたことは事実です。

ただ、とりあえず町としてできることということで、今のところは、現状では四日市場排水機場でもって、あるいは三名生地区でしたら三名生排水機場、それから五間堀排水機場でもって、とりあえずふえてきた水については吐き出すという対応になろうかと思います。

あるいは、低地排水路がちゃんと機能しているかというと、一部でだるみ等もございますし、 あるいは管理面においては、今回町長答弁でも申し上げましたけれども、平堀には稲わらが大 量に入り込んで、取っても取っても出てくるのは稲わらだらけ。幾ら取っても水かさが減らな いという状況は変わりませんでした。ただ、朝4時から大体7時過ぎくらいまで20ミリメート ルを超える雨が大量に降ったという状況を考えれば、なかなか平堀の改修ですとか、あるいは 千間堀にわたって低地排水路の改修ですとか、今後は土地改良区あたりとも協議していかなけ ればならないことが山積みであるという認識です。

- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) そうしますと、道路のかさ上げとかということは、とりあえずは考えてはいないということですね。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 今回、これは槻木1号線という道路でございまして、平成24年と27年にかさ上げをしてまいりました。その際も、一部地権者の話を聞いて、この辺までなら上げてもいいよという話を聞きまして、車道の幅員やっととれる2メートルまでかさ上げをさせていただきました。

ただ、今回の釜ヶ入地区については、やはり現況をはかってみますと、船迫14号線から比べても、実は20センチメートル程度、一番低いところで低くなっています。それで、ある一定の解決が図れるんだったら、舗装を一部区間やるのもやぶさかではないんですが、ただ田んぼの地権者については、当然道路を上げればのり面が出てきます。そうすると幅員も狭くなるということを認識してもらわなくてはいけないということです。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 当然、地権者のことも絡んでくるんだろうと思いますけれども、そこで 生活している人たちのことを考えると、やはり道路が雨水でふさがれて通行ができなく、孤立 してしまうというふうなことを考えると、どうしてもかさ上げなり排水のほうを万全を期して もらいたいなというふうな思いでおります。

それから、剣水の集会所のところでございましたが、先ほどの町長の答弁ですと、大体60センチメートルから1メートルの間の高さであればということで、許容範囲内であるというふうな答弁でお答えいただきました。ただ、あそこを実際通ってみると低いんですよ、あのガードレール。完全に低いんです。どうしてもそこに舗装工事が入ると、やはりまた10センチメートルなり、十何センチメートルの高さが出てくるから、それだけ低くなってしまいます。そして、転落したときのことを考えると、あの排水堀ののり面、コンクリートブロックでできているのをご承知と思います。あの高さから転落したときに、草ののり面のところに落ちたときと、ブロックのところに落ちたときでは、全く度合いが違うというふうなことを考えると、どうしてもあのガードレールだけは高ければ高いほうがいいという思いでいるんですけれども、速やかなるというか、アスファルトを施工するときにそれにあわせてやるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 今回の舗装工事、道路補修工事といって補助事業でやっているんですけれども、今現状は舗装が一部仕上がっているんですが、やはりはかってみると60センチメートルは確保されているということで、防護柵の設置基準には当てはまっていると、下限値ではありますけれども何とか当てはまっているということで、今回は正直手はつけないと思っています。

ただし、子どもが落ちるという心配は、これはあるわけでございますので、対応については例えば看板を設置するとか、ある程度の啓発行為は必要だろうなというふうには思っています。見た目、確かに安藤議員が低いと思うように、私も60センチメートルというとこのくらいかというのを改めて今回現場を確認して思いました。対応については、地元行政区長さんとも一度相談をさせてください。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) 実際見て確認されて、低いということを認識されたということでございます。あのところは、排水堀の右岸と左岸の違いですけれども、いわゆる剣水集会所側のほう

が高くて、反対側のほうが低いというふうな形でお話しされました。

それで、その高さの違いはなぜかというと、あのときはいわゆる剣水地区の雨水を排水堀のほうに流して、そのあふれた水を剣水地区の反対側のほうのいわゆる田んぼのほうに水を流してあふれ出るのを抑えるんだというふうな話を聞いたわけであります。当然、先ほど言ったように阿武隈川が増水したときに逆流するおそれがあるということで、あの排水堀のところの水門を多分閉鎖するんじゃないかなと思うんですけれども、そうすることによって水があふれ出る、田んぼのほうに水が流れ込む。そうなりますと、いわゆるそこの作物、稲であれ畑の作物に影響が出てくるということが考えられるんですが、そうなったときのことですけれども、町として農事補償といいましょうか、農業補償といいましょうか、農家補償といいましょうか、

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 議員おっしゃるとおり、阿武隈川の水位が上流の降雨により上がってくるとか、例えばあと内水というか船岡市街地で降った水が大量にあって吐き切れないという状況が当然想定された場合、特に阿武隈川、白石川の水位が上がれば、あそこの自然流下が一番、前から話をさせていただいておりますが、排水は自然流下が一番よろしいのですが、ポンプで排水せざるを得ないと。それで、船岡市街地からの水が大量に来た場合、当然そのポンプでくみ切れないと。そうした場合、当然、あそこの三名生堀から、もちろん剣水地区のほうにも行きますけれども、その前に田んぼのほうに水が行くんじゃないかと。

田んぼに関しては当然、昔からというわけじゃないんですけれども、田んぼに関してはご存じのとおり多面的機能ということで、ダムの役割をするというのも一つの役割でございますので、その役割の中で、あの排水機場に関しては一番低いところでも24時間以上湛水しないように設計されているわけなんですが、一方ではやっぱりゲリラ豪雨とかそういったようなことで湛水能力をやっぱり超えてしまう場合がございます。こういった場合であっても、今現在、槻木地区も同じように、先ほど四日市場排水機場の話をされましたが、一昨年に関しては約3日目ぐらいまで水がかぶっている部分もございました。今回の場合は早目に、先ほど都市建設課長がおっしゃったとおり、早目に排水、あとは低地排水はあけていたということもあってそこまでには至らなかったんですが、やはりこういう表現が正しいかどうかはあれですけれども、田んぼ等に関してはダムの役割を果たすという一つの多面的機能の発揮すべきことだと思います。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○3番(安藤義憲君) とは申せ、実際的には被害が出るんですよね。その田んぼに稲の熟すころ、あるいは穂ばらみのころ合い。そのときにそういうふうなダム機能をあわせ持っている田んぼなんだということなんですけれども、どうしてもそういう時期によっては被害が出てくるというおそれがあると思います。場所的には若葉町と船迫の岩ノ入の間のあの田んぼ、いわゆる我々が川田と言っている地区なんかも、あれは完全なるダム機能を持っているようなもんでございまして、言ってみれば鷺沼排水場の何倍もの大きさの水量をたたえるだけの面積を持っているところでございます。

当然、そういうふうなところで耕作している人たちにも、農事補償的なところが入っている んじゃないかなと思うんですけれども、その三名生堀沿いの田んぼ耕作者、畑の耕作者に対し ての部分は、やはりダム機能があるからということで、それで終わりなんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 当然、そういった災害の場合に関してなんですけれども、現在であれば農業共済制度がございますので、災害等を含めて、例えば収量が下がったという場合はその共済のほうで補塡するという形になります。今回も、下名生地区ではないんですけれども、先ほど議員がおしゃった堰囲いですかね。旧河道の部分に関しても収量等が一部落ちたんではないかということがありまして、耕作者の方が共済のほうに申し込みをしているという話は聞いております。

あと、ちょっと表現があれだったんですが、ダムの役割を果たすといっても、常にそういうことを当然求めていることではなくて、結果として水がたまってしまうことも仕方がないと。 ただ、できるだけやっぱり穂ばらみ時期も含めて、収穫時期も含めて、やはり早目に水を排除するというのは目的としているところでございますので、よろしくお願いします。

- **〇**議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) いろいろとございましょうが、町民のために、町のために、いろいろと お願いしたいと思いまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。
- ○議長(髙橋たい子君) これにて、3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。 次に、12番森淑子さん、質問席において質問してください。

[12番 森 淑子君 登壇]

○12番(森 淑子君) 12番森淑子です。大綱1問、質問いたします。

古い公共施設も利用しやすく。

町内の公共施設の多くは築年数が長く、現在の生活様式に合わなくなっています。しかし、

総合体育館、図書館、学校給食センター、町営住宅など建設計画や将来の予定がある建物以外の改築は話題にもならない状況です。町の玄関である役場庁舎を筆頭に、船岡公民館や船岡体育館などは老朽化が進んでいます。町の財政状況を考えると、何もかも新しくすることは無理ですが、古くても明るい雰囲気をつくることは可能だと思います。

そこで伺います。

1) 船岡公民館のトイレは、小学校の児童たちから「怖いトイレ」と呼ばれているそうです。 昔は学校のトイレは怖いところでしたが、水洗化された現在も公民館のトイレが「怖いトイレ」と呼ばれていると聞いて、そんな言葉が生きていることに驚きました。船岡公民館は、奥まったところにトイレがあります。日中も薄暗いため、そのことを怖いと言っているのではないかと思います。公民館に勤務している職員の方々も日々同じ思いで利用されているのではないでしょうか。図書室の前などにセンサーをつけて、利用者がいるときだけでも明るくなるように照明をふやすことはできませんか。

また、船岡公民館の調理室は利用できない状態で何年も経過していますが、今後はどうする 予定でしょうか。改修するには費用がかかり過ぎるというのであれば、役場保健センターの調 理室を一般に開放してはどうでしょうか。

- 2) 役場庁舎のトイレは、生涯学習センターや公民館以上にさまざまな人が利用する場所ですが、そのほとんどは洋式トイレではありません。町民ホール脇のトイレを1基だけでも洋式にし、また多機能トイレを新設してはどうでしょうか。現在の障がい者用トイレは、ドアがアコーディオンカーテンで、しかも通路から出入りが丸見えです。利用する人の気持ちを全く考慮していません。役場庁舎の改築計画がないのなら早急に改善すべきです。
- 3) 船迫生涯学習センターのトイレには洋式トイレが1基ありますが、障がい者用トイレを 兼ねているのでドアがなくカーテンになっています。また、船迫生涯学習センターは、利用者 が多いため、多人数の会合のときは和式トイレがあいていても、障がい者兼用トイレの前に行 列ができるそうです。洋式トイレを1基ふやすか、別に多機能トイレの整備が必要だと思いま す。また、カーテンを取り払ってきちんとしたドアをつけてほしいというのが、利用者の要望 です。

築30年を超える船迫生涯学習センターは、床の傷みも進んでいます。今後10年、20年利用するのであれば、他の施設とともに改修計画を立てるべきではないでしょうか。公共施設は高齢者、障がい者、小さい子ども連れの人などあらゆる人々が訪れる場所ですし、訪れた人がウエルカムと迎えられたと感じられるような場所であってほしいと思い、質問します。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 森淑子議員、古い公共施設も利用しやすくということで、3点ございました。

1点目、船岡公民館のトイレについてですが、議員ご指摘のとおり、トイレの配置上、窓などの採光が困難なことや、トイレ等の照明設備は船岡公民館開館時に設置された蛍光灯を使用していることから、薄暗く感じ、怖いトイレの印象があります。今後は、トイレの蛍光灯をLEDライトなど明るい照明へ変更してまいります。

次に、調理室の利用についてですが、調理室に設置されているガス台つき流し台も、昭和45年の開館時に設置されたもので、設置後47年経過しており、7台設置されているガス台の中で現在点火ができないガス台が2台あることから、ガス配管の目詰まりなどを考慮し、調理室としての使用を中止している状況です。調理室を使用するための改修も含め、船岡公民館施設の今後のあり方について検証してまいりたいと考えております。

また、船岡公民館の調理室の代替として、役場保健センター調理室の一般開放ですが、主に公民館や学習センターの調理室を利用する団体等は、同じ施設のほかの部屋等を利用したイベントや地区行事を実施する場合に使用することが多い現状です。調理室等で使用する場合は、土日や夜間等の使用も可能である他の公民館施設、船岡地区では船岡生涯学習センターや西住公民館の調理室を活用していただければと考えております。

2点目、役場庁舎の1階に洋式トイレと多機能トイレということですが、役場庁舎は昭和48年に建築され、その後40年以上経過しており、各階のトイレは現在の生活様式に合っていない状況です。

ご指摘のありました庁舎1階のトイレの洋式化や多目的トイレの設置については、間取り等の変更等を伴う大がかりな改修工事が必要となりますが、庁舎は高齢者や身体の不自由な方、小さい子ども連れなど多くの方が訪れる場所でございますので、誰もが利用しやすいトイレになるよう、来年度の予算で改修してまいります。

3点目、船迫生涯学習センターのトイレについてですが、船迫生涯学習センターのトイレは、 1階、2階の男女トイレそれぞれ1基ずつ、合計4基、車椅子でも使える多目的洋式トイレが 開館当初から設置されております。しかし、車椅子を利用した際のドアの開閉のスペースの関 係からカーテンによる仕切りとなっております。

最近、議会からトイレの洋式化ということが提案されておりますので、私も頭の中から離れ

ないこともありまして、最近は注意してトイレを使わせていただいておったところ、気づかなかったんですが、船迫生涯学習センターはカーテンで仕切られているということに気づいたところでございます。これでは私も使いにくいというふうに思っておりまして、改修の必要性は感じておりましたが、何せ一般財源でございますので、財源をどうするか頭を悩ませていたところでございます。

しかし、昨日、吉田議員から、緊急防災・減災事業が使えるというアドバイスがありました ので、早速県の市町村課に問い合わせを行いましたところ、県では町の地域防災計画で指定避 難所に指定されているという一つの条件、それから長期に生活する場合に配慮すべき事項とし てトイレの記載があれば対象になるという回答をいただきました。この仕組みでございますが、 充当率は100%、元利償還金の70%は基準財政需要額に算入されるという町にとって大変有利 な起債であることがわかりました。

そうしたことから、まずは地域防災計画で指定避難所となっている船迫、槻木、船岡生涯学習センターの見積もりをとって、来年度当初予算で、まずは船迫生涯学習センターのトイレの全面改修を行いたいと思います。さらに、槻木、船岡生涯学習センターの見積額次第によっては、一気に来年度当初予算で予算化することも検討してまいり、吉田議員から指摘がございました災害時に避難所となる生涯学習センターの洋式化率を高めてまいりたいというふうに思っております。

なお、築33年を経過した船迫生涯学習センターは、施設内の床やクロスなどに劣化が見られることから、年度ごとの修繕計画に基づき計画的に改修していきたいと考えております。 以上でございます。

〇議長(髙橋たい子君) ただいまから休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再 開

O議長(髙橋たい子君) **再開いたします**。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

森淑子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番(森 淑子君) ほぼ満額に近い回答をいただきまして満足しておりますが、一つ確認しておきたいんですけれども、生涯学習センターのトイレは1基ふやすというレベルではなく、

全面改修ということで考えてよろしいんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(水上祐治君) 今回改修するに当たっては、面積等も含めまして検討していき たいとは思うんですけれども、ほぼ全面改修ということで洋式化したいと考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ございますか。どうぞ。
- ○12番(森 淑子君) 再質問というわけではないんですが、この間ちょっと生涯学習センターや体育館を見て歩いて気がついたんですけれども、ちょっとしたことなんですね。張ってあるポスターが破れているとか、あとかなり年季の入ったソファーが置いてあるとか、それから湯沸かし器が壊れているとか、そんな感じのことがあちこち見受けられました。掃除は行き届いている雰囲気で、ロビーもトイレもきれいな状態でしたけれども、やっぱり外部から来た人の目で時々見ると気になるところが出てくるのではないかなと思いますので、その辺のことは担当課の方によろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長(髙橋たい子君) 要望でよろしいですか。

これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、質問者秋本好則君から資料の提出がありました。これから資料を配付いたします。 その間、**暫時休憩します。**

午後1時01分 休 憩

午後1時02分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) **再開いたします**。

ただいま資料を配付いたしました。ご確認いただきたいと思います。

それでは、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

[7番 秋本好則君 登壇]

○7番(秋本好則君) 7番秋本です。2問、質問させていただきます。

1問目、槻木地区道路に1.5車線方式の導入を。

国土交通省の資料では、自動車乗車中の死者の発生率はG7中最少になっていますが、歩行中や自転車での通行中の死者の発生率は最多になっています。国土交通省の審議会でもこれを踏まえて、道路整備を機能分化して、主に自動車での交通を担う幹線道路と歩行者中心の暮らし中心の道、生活道路を区別しようとしています。目標として、平成28年からの5カ年間で、

対策実施エリアの歩行中・自転車乗車中の死者の半減を目指すとしています。なお、平成27年の死者4,117人のうち、歩行中・自転車乗車中での死者は2,106人となっており、51.15%を占めています。

翻って柴田町について考えてみますと、主要幹線の国道4号を仙台方面へ向かう場合、槻木への入り口がわかりにくく、町なかの道路も機能が混在したままになっています。そこで、町なかの道路を整理し、整備・改修するための方策について伺います。

- 1) 4号から槻木への入り方をわかりやすくするため、新しい道路による4号との接続や既存の道路改良などを考えていますか。
- 2) 旧4号、ここは県道28号線、県道117号線、町道槻木172号線のことを言っておりますが、 ここは工場や工業団地への大型車のルートにもなっていますし、町なかの商店街への生活道路 にもなっています。まちづくり上、どのような位置づけと考えていますか。
- 3) 旧4号の歩道は、町道の一部で改修されましたが、ほとんど未整備で、歩道の機能を有 していません。どのような整備を考えていますか。
- 4) 旧4号を歩車共存道路と考え、フラットロード化すれば、歩道も広くとれ、道路機能が増すと考えられますが、どのように考えますか。
- 5) 一定の条件が当てはまる道路では、1.5車線的道路整備をし、歩道部分をカラー舗装することで自動車への注意喚起とスピードダウンが図られたという事例がありますが、槻木地区での道路に実施してはどうでしょうか。

2問目、林道雷・馬場線について。

林道雷・馬場線は、入間田地区北部の方々の生活道路となっており、北で県道岩沼蔵王線につながっています。この岩沼蔵王線で、仮称姥ケ懐トンネルが施工中で、平成30年3月に完成予定となっています。これまでの事例を見ますと、トンネルや新道がつくられた場合、旧道は往々にして通行どめや整備されなくなるということがあります。もし、林道雷・馬場線がそのような事態になった場合、入間田地区北部の方々は大変な負担となるだけでなく、柴田町の道路が行きどまりになってしまいます。

そうならないように、町はトンネル完成後の岩沼蔵王線の整備について県に確認しているで しょうか。また、県に働きかけをしているのか伺います。

以上です。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 秋本好則議員、大綱2点ございました。

まず1点、槻木地区道路に1.5車線方式の導入をということで、5点ございました。

まず1点目、槻木市街地へ入る路線は、1つに船岡側から槻木白幡橋を渡って入る町道槻木172号線。2つに、国道4号から山崎製パン(株)の信号機交差点から入る町道槻木122号線。ホワイト急便クリーニング店舗・工場南側の町道槻木127号線。4つ目、コメリの信号機交差点から町道槻木133号線。5つ目、主要地方道丸森柴田線の一部である槻木大橋側道から入るところ。それから、6つ目、四日市場のセブンイレブン交差点からの主要地方道丸森柴田線の合計6路線が接続しております。

町では、平成8年度に国道4号から槻木駅までのアクセス道路として都市計画道路を検討しましたが、一部地権者の反対により、計画策定にも至りませんでした。そのため、平成7年度に槻木大橋が開通したのにもかかわらず、国道4号から槻木市街地への進入する側道は行きどまりとなったままになっていましたので、開放に向け、粘り強く大河原土木事務所や大河原警察署に要望・交渉を重ねた結果、平成21年3月に通行できるようになった経緯がございます。

新しい道路の接続については、単に思いつきの提案で実現するものではなく、都市計画道路 など具体的な政策に乗った事業推進が必要になりますので、前回の失敗を繰り返さないために も、秋本議員が先頭に立って、地元をまとめていただければと思います。

なお、既存道路からの接続については、国道4号下り線で改良済みの進入路があり、また改良すべきと考えられるコメリの交差点についても、国に相談するなど検討はいたしましたが、 槻木大橋から国道4号に合流してくる側道との位置関係で、技術的に難しいと判断されております。

2点目、旧4号のまちづくり上の位置づけでございます。

槻木市街地の旧4号の道路管理は、県と町で管理が分かれております。ここのところをご理解いただきたいと思います。県管理である県道28号線は、主要地方道丸森柴田線という路線名称で、四日市場のセブンイレブンから槻木大橋までで、県道117号線は槻木停車場線で、槻木駅から槻木交番までとなっております。槻木の商店街はほとんど県道だということです。

町の管理は、町道槻木172号線で槻木白幡橋を渡った部分からヤマキ自動車店の丁字路交差 点までとなっております。道路の歴史も古く、早い時代から整備され利用されている道路であ り、今なお多くの方々が利用されていることを鑑みれば、重要な幹線道路であると考えており ます。

3点目、2点目でもお話ししましたが、四日市場のセブンイレブンから槻木大橋までの県道

28号、それから槻木駅前から槻木交番までの県道117号及び槻木白幡橋を渡った部分からヤマキ自動車店の丁字路交差点までの町道172号線は、槻木幹線という都市計画道路として位置づけられております。

町管理である町道172号線については、白幡地区など地元の方々全員が用地の協力をしていただくことや、できれば区長と相談し、白幡からの総意として要望をまとめていただければ、 将来的には都市計画道路事業で進めていくことも可能であると考えております。

なお、県が管理している歩道部分については、町道と同じように秋本議員にも槻木地区住民 の総意として要望書をまとめることに汗をかいていただき、さらに町とともに県への要望活動 に参加していただければと思います。

なお、利用者から町に対し要望が寄せられていた県道歩道部の側溝板のがたつきや段差など、 危険と思われる箇所については、大河原土木事務所に修繕の要望をしたところ、一部は既に修 繕を行っていただいております。

4点目、道路のフラット化となれば、まず歩車道境界ブロックの撤去となり、通行者や沿線住民の方々に今までにない新たな危険や不安を与えることが懸念されます。また、障害物となり得る電柱の地中化などが必要となり、膨大な費用が必要となってまいります。PTAや地元の方々が歩車道境界ブロック撤去に賛成し、地域の総意としての要望であれば、今後検討し、計画的に進めていくこともやぶさかではございません。ぜひ、道路のフラット化について、PTAや通行者、沿線住民等、地元住民の声を聞くといった行動をしていただければというふうに思います。

5点目、1.5車線的道路整備は、全国的には比較的交通量の少ない中山間地域において実施 しているものでございます。既存道路の活用を図りつつ、必要最低限の通行機能を確保し、視 距の確保や待機所等、局部改良と1車線や2車線改良を適度に組み合わせる道路改良整備であ りますので、具体的に場所を指定していただければ改めて検討いたします。

大綱2点目、林道雷・馬場線でございます。

岩沼蔵王線の道路改良工事完成後の現道の移管について、宮城県から既に協議したい旨の話があり、年明けに岩沼市・村田町・柴田町と宮城県の担当者レベルでの話し合いが持たれる運びとなっております。ご心配されている現道の廃止にされる話は、一切ございません。

以上です。

○議長(髙橋たい子君) 先ほど、町長答弁の中で、白幡からヤマキ自動車ということで2回出ていましたが、ヤマキ自転車屋ということで訂正をさせてください。

秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番(秋本好則君) ありがとうございました。

国土交通省のほうでも、いろいろな道路についてはこれからの整備が必要だろうということで、歩行者中心の道路に切りかえていこうという話が出ておりまして、社会資本整備審議会等でいろんな資料も寄せられております。こういったものをもとにして、ちょっとお話を進めたいと思うんですけれども。

まず、道路について、先ほど町長のほうからも幹線として認めているという話がありましたけれども、その道路の種類です。国道、県道とかそういうことじゃなくて、使われ方の種類として、幹線という考え方、それと生活道路という考え方があると思うんですけれども、槻木地区にちょっと話が、柴田町全体にちょっと広がってしまいますので、一応槻木に限定して話をしていきたいと思うんですけれども、幹線と生活道路というふうに分けた場合に、どのような色分けがされるか考えておられますか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 機能の分け方ということでございますけれども、国県道、それから町でいうところの1級町道、2級町道までは、当然私たちも幹線町道という位置づけで扱ってございまして、いわゆるその他町道が残り、いわゆる生活道路であろうというふうに認識してございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 先ほどの資料の中でよく読んでみますと、生活道路もいわゆるコミュニティ道路と言っている場合と、歩車共存道路というような分け方をしているんですけれども、そういった分け方をした場合はどうでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- **〇**都市建設課長(水戸英義君) たしか定義があったと思うので、ちょっとお待ちください。
- **〇**議長(髙橋たい子君) 後ほどでよろしいですか。(「いいです」の声あり)再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 定義というか、私のほうで。一応、国土交通省のほうで考え方として分けているのが、コミュニティ道路というのは歩行者、自転車、自動車等の通行空間が、物理的に縁石なんかで分けられているやつ、それをコミュニティ道路と言っているようです。それと、それが分けられていないものを歩車共存道路というような分け方をしているんですけれども、なぜそうなっているかというと事故率が随分違うんですよね。幹線道路、いわゆるメーン道路といいますか通行量の大きいところ、そういうところに比べて生活道路のほうでは死傷者の事

故というのが結構多いと。それで、特に生活道路の中でも抜け道的に使われている道路が出て くる。そういったことについては、交通事故の発生率がほかに比べてかなり高いということで、 幹線のほうと生活道路のほうでは、そういった事故対策について分ける必要があるんじゃない かというような考え方から今進んできていると思うんですね。

それで、先ほどの私の質問の中で4)のほう、旧4号を歩車共存道路というふうに私は呼んだんですけれども、これは定義からすると歩車共存道路というよりもコミュニティ道路というほうが強いかなと私はその後で気がついたものですから、ちょっと直させていただきたいことがあるんですけれども。

そういった中のほうで、先ほど町長から縁石の問題が出てきているんですけれども、例えば 同じ道路についても札幌市なんかですとフラットロード化を基準として行っているというよう なことが出ておりまして、バリアフリー化をしていく。そして、なるべく交通に支障がないよ うな形で整備を進めていくという指針が出ているんですけれども、縁石は一応15センチメート ルと決まっていると思うんですけれども、それを例えばもっと低い形にしていくとか、なるべ く段差がないようにする形というのは、これはかなり問題があることなんでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 極端な話、新栄通なんかはセミフラット化といって、歩車道境 界ブロックじゃなくて、L型側溝と一緒になった低いタイプのやつを使っています。そういっ た意味では、そういう道路が存在するということでは事業として進めていっていると。

ただ、槻木の旧4号については、現在歩車道境界ブロックがきちっとあって、それを一気に 下げたりとか激変するというのは、いかがなものかなというふうに考えています。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 確かにそのとおりでありまして、一気に私もやってくださいという話ではなくて、これから例えば側溝の改修をする、いろんな改修事業が出てくると思うんですよ。そういったときに、一定の指針をもってそれに沿うような形の補修をしていくということも一つのやり方としては出てくるんじゃないかなという、そういう前提でお話を進めていきたいんですけれども、札幌市なんかのやつを見ると、縁石を設けないことによって歩車道に段差がなくなって、歩行者も楽になってくるし、車が通るほうも楽になってくるということで、一緒に利用するところには非常に有効な手段だということで進めているというふうに書いてあるんですね。新栄通もそのような進め方を一部されているということなんですけれども、そういった方法はかなりスピードダウンを図っていく、あるいは歩行者のきちっとしたゾーンをつくって

いくという方向について、かなり私は有効だと思うんですけれども、全部が全部有効だとは私 は思いませんけれども、一つの考え方というのは理解されるというか、取り入れる方法はある かなと思うんですけれどもどうでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) フラット化ですね。多くのところでは、国土交通省でも随分、ゆとりある道路とか、それからコミュニティ系で紹介されていますが、車道と歩道を分離するために可動式ボラードといって、手で押すと下がって、またぐっと張り出してくるというようなものも併用しながらという考え方もあるので、一概に言えないかなというふうに思っています。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) いろんなやり方はあると思うんですけれども、ただ今までよりもちょっと踏み込んだ形で、例えば1.5車線的と私は言ったんですけれども、このような整備の仕方も、これからは考えてもいいのかなと思ったものですから。

それで、1.5車線的道路というのを言っているんですけれども、この辺についてちょっと説明をお願いできますか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 1.5車線的道路ですけれども、先ほど町長答弁でも申し上げましたけれども、いわゆる中山間地域です。もともとは、これは林道事業なんかで多く取り入れられていて、町内ですと、そうですね、秋本議員の2点目でもって雷・馬場線なんかを取り上げられていますけれども、そういったところはまさに1.5車線道路というのを取り入れてございます。見通しの悪い急カーブの連続なんかのところを、見通しがきくようにカーブの部分だけいわゆる2車線化するようなイメージでもって膨らませて、あとは道路が狭いところなんかは待避所なんかも設けていきながら併用していくと。ただ、既存の道路でストレート部分については、さほどいじらなくて済むという方法だと認識しています。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) ただ、国土交通省のほうの資料を見ると、大体対象道路車線のフローというのが出てきているんですけれども、このフローを見ると、大体1日の交通量でこれをやってもいいのかどうかの指針が出ているという一応基準があります。

それで、きょう皆様方に交通量調査の指標を抜粋したものを出しました。これは、県道の交 通量調査の資料があったものですから、その中から柴田町分について抜き書きしてみたもので す。そうしますと、槻木の先ほどの町なかのやつ、県道117号線と28号線なんですが、それで見ると結構4,000台、5,000台近くいっていますので、国土交通省のものでいくと交通量が1日4,000台以下であれば地域密着型道路については1.5車線も検討すべきだろうというような基準が、一応台数からだけでいうとそういう形になっていますので、槻木についてはちょっと無理だろうという感じは私も受けます。

ただ、ついでにここで言ってみると、船岡停車場線、船岡中央一丁目、これについてはもう 完全に4,000台を下回っている状況で、これこそ1.5車線にしてもいいよという道路になっちゃ っているんですね。

ついでに、この交通量調査から言えるというか、見えてきたんですけれども、これは済みません。事前にお知らせしていなかったので回答は求めないんですけれども、船岡でいくと114号線ですね。大沼通線になっていますか。これでいくと7,000台。そして、船岡の先ほどの船岡中央、これでいくと2,000台、約3,000台弱。かなりの差が出てきているんですね。それで、その辺の用途地域を調べていくと、一番真ん中の船岡中央のほうが商業地域で、一番容積率も緩和されているんですけれども、一番交通量の多い大沼通線、これは住居地域になっているんですよね。大きな店舗をつくらないというような状況になってきているんですけれども、なんかもうそこでずれが出てきているんじゃないかなとここから読めるんですけれどもね。もし、私の考えが違っていたら、ちょっとこの辺はずれ、個人的な見解でもいいし、もし答えられなければ結構なんですけれども、これは当初の考え方と少しずれてきたと思いませんか。

- ○議長(髙橋たい子君) ただいまの秋本議員の質問ですが、通告外ということで、ご了承ください。(「じゃあ、いいです。わかりました」の声あり)質問があれば。
- ○7番(秋本好則君) こういう状況に、今現状なっているということだけお話ししたいと思います。

ここについて、県道についてはこういう資料があったんですけれども、それにつながってくる各町道ですね。そういったものについては、交通量調査というのを一回されたことがあったのかどうか。もし、資料があれば教えていただきたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) はっきり言って資料はございません。例えば、町で大きく改良工事で行った新栄通線、それからまさに大沼通線の一部、町も担ったんですが、それから船迫2号線、船迫14号線といった道路については、町で改良事業でもってやったと。その場合、どれだけ進入してくるとか、そういったものの調査はしていると。特に、自衛隊関連でもって橋

がかかったとか、そういったところについてはきちんと交通量調査はしたんですが、今現在ど ういう状況になっているとかというのはしてございません。大分前の話でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 先ほどの通行量のお話をしますと、建設省のほうでは1日の交通量が4,000台以下のものについては1.5車線的整備について検討という、そういう基準が一応出ております。そのほかに、土木学会のほうでもあるんですが、土木学会のほうで見ますと、大型車の通行量が200台、そういったものについては1.5車線的改良も検討すべきだろうというのが、これは土木学会のほうの見解なんですが、この県道の通行量から考えてみますと、例えば槻木の117号線、そういったものの形から考えてみますと、それにつながってくる町道の172号線、これについてはほぼ同じ交通量だと考えられるんですけれども、これに交差するような町道についてはこれよりも低いと私は思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えておりますか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 正直、換地部分がどれだけあるかというところも非常に重要になってくると思うんですね。一概に曲がるところだけ広目にということであれば……、そういうことじゃなくてですね。(「通行量」の声あり)通行量は、当然生活道路部分に入りますので、絶対数は少ないと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) ですから、低い道路について1.5車線的な改良なり舗装なり、そういった変化、改良ができないかなという形で、下のほうに写真をつけてきたんですけれども、これは群馬県の新町、現在調べてみますと高崎市の一部になってしまったらしいんですけれども、そこでの道路改良の具体例として、これは国土交通省のほうのホームページに出ていたんですけれども、こういった町なかの改良をやっていって、歩車共存道路であっても、少し歩行者のほうの安心して通れるというような改良も当然これから考えるべきじゃないかなというように思うんですけれども、一度にできないことは、それはそのとおりです。

ただ、これから補修する、あるいは改良していくという段階について、こういったイメージ があればおのずとやり方も変わってくるのかなと思うんですけれども、このような考え方を取 り入れるということはどうでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- **〇**都市建設課長(水戸英義君) 槻木のまちの中だけ考えますと、駅から山崎製パン方面に、旧

県道172号線を通らないで、セブンイレブンのところから一本隣の道路に入ってよく歩いている姿をお見かけします。いわゆる歩道部分が狭いとかそういう問題じゃなくて、会社としてどうもそちら側を通って安全に来てくれよという意味合いらしいんですが、一概にハンプをつけて町道部分をこのように改良するという考え方は、多分、交通事故の例えば多発地帯であったりとか、そういった条件がつくのではないかと。あるいは、この例ですと、秋本議員からいただいた例ですと、全幅で4.5メートルあって、車道部については3.02メートルということは、明らかに一方通行であるとかそういった条件がつくと思うんですね。仙台市内だったら、ぐるぐると一方通行の車線は相当多いんですけれども、槻木の市街地部分、4メートル足らずの道路も多いですけれども、どうなんでしょうか。合うか合わないかといったら、交通事故がどの程度起きているかというのを把握していませんけれども、一概に一方通行をふやすとか、激変するというのは、よほど周知していかないと理解は得られないんじゃないかというふうに思います。

ただ、歩道部分をしっかりと確保するという考え方は重要だと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) そこが1.5車線的と私が言ったところなので、ハンプをつける方法も確かにありますけれども、ハンプをつけずにカラー舗装していく、あるいは狭窄部をわざと線を引くような形で狭窄を視覚的に訴えるという方法も1.5車線的にありますよね。そういったことをやっていくことはどうでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 大河原町では、大河原小学校に向かう通学路なんかは、いわゆる石川菓子店前なんかは、カラー舗装でもって歩道部分と車道部分を明らかに分けてということで取り組んでいるようです。そういうことであれば、教育委員会あたりとの相談にもなると思うんですが、歩道を確保するのは重要であろうと思うし、あそこについてはある一定の実は幅員が確保されていて、優に車同士がすれ違えるような実は幅員も持っているという事実もございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 先ほどの新町の写真は、たまたまこれをつけたんですけれども、ほかの 出ている例を見ますと、もっと幅広い道路でも同じようなやり方でやっているところもありま す。これはホームページを見ていただくといろんな例が出ておりますので。

ただ、どこでも共通しているのは、歩道を優先して考えると。歩道をとにかくとるという前

提で動いていて、生活道路に入ってくれば幹線とは違うんですから、当然スピードダウンを図っていくべきだろうという前提で動いている。そういう哲学のもとにこの道路の計画をされていると思うんですね。そういったこれはたまたま新町の例なんですけれども、そういった考え方を柴田町のこれからの道路計画に応用していって、幹線を除いて、そこから一歩入った生活道路については、何かの形でスピードダウンをしていく、そういったことを図っていくという考え方もこれから必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどう考えておられますか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 先ほども言いましたけれども、例えば事故の件数とか、歩行者がどれだけ通るのかというのは、当然この条件とすれば整えなければならない条件なんだろうと思います。特に通学路なんかは、歩道区間を明らかに設けたいと、私もそういうふうに思ってはいますが、全部が全部というわけには当然いかないわけで、できるかできないか、あるいはこうしてほしいというやっぱり地元の声を聞きながらということになってくると思います。人間はやはり、激変することによって余計に事故を招いたりということもあるので、その辺は思っているところです。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 私もちょっと白幡なものですから、白幡地区、特に山崎製パン関係でいるいろ話を聞いてみますと、それでもやっぱりスピードダウンをしていってゆっくり走ってほしいという方がいらっしゃることは、私も承知しております。ですから、特に白幡地区ですと、大工場のところと住宅地のところが本当に隣合っている状況で今生活されていますので、しかも24時間稼働されているというのと、夜静かにしたいという方が本当に道路1本で隔てているのが現状ですね。

そうすると、幹線とは違う考え方で、町なかについてはこれからはやっていくべきだろうと 私は思っておりますし、その前提で今お話を進めてきたんですけれども、例えば以前に私が質 問した段階で、白幡地区の172号線についても、歩道について何回か質問したことがあるんで すけれども、これについては今鋭意取り組んでおられると思いますけれども、そういったこと と例えば県のほうとの打ち合わせ中、例えば白幡でこうなるから後の県道のほうをこういう形 でやってくださいよとか、そういうふうな打ち合わせというのは全然されていないのでしょう か。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。

- ○都市建設課長(水戸英義君) 現状でどうだということでの要望活動は、現にしてございます。 例えば、大沼小児科の前の歩道のふたががたついているというような部分については、直接要 望をするということはしています。町から統一的にこうしていきましょうとか、ああしていき ましょうというような要望等は、打ち合わせ等はしてございません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 例えば、一回取り上げた白幡地区の172号線、そういったことの歩道について、柴田町はこういうふうなやり方をやっていくんだけれどもということで、前提で話をするということは、これは可能なんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 都市計画街路が入っているということは、当然県のほうも承知しているところでございまして、そういった意味では、話的には共有しているんですが、整備方針がまとまったかというと、172号線については、悪いところは直していくけれどもという整備方針にはいまだ変わりございませんので、そういった打ち合わせ事というのはないということです。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 柴田町で、課長がさっき言われたように、歩道がこれから大事だということは、まず誰も同じ意見だと思うんです。そういったことで歩道を直していくという前提で、この間産業建設常任委員会のほうで高山市にちょっと伺ったんですよ。それで、バリアフリー化をしているということで、町内のほうを歩いてみたんですけれども、そこでいくと確かに側溝の上も歩道の一部になって使われているんですけれども、側溝の上に全部木製のふたがかかっているんですね。ツー・バイの材料を縦使いするような感じで、全部そういうふたをしていって全くフラット化しているという形で、そういう方向であれば歩道として、普通側溝の上なんていうのは歩道としてどうかなと思うんですけれども、ああいう使われ方をすると、こういう使われ方もありだなというふうに私は見てきたんですけれども、非常に歩行者に優しいまちづくりをしているなという感じを受けたんですけれども、そのような改修方法というのは考えられないでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 多分、林業が盛んでという条件があって、高山市あたりは木製でもってやっているということなんだろうと思います。ただ、木製の下には恐らくコンクリート製の側溝が入っていて、ふたも同時にかかっているということだと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 当然、U字溝が入っておりました。それで、U字溝のところにグレーチングが入っていて、その間は木製のふたで、そういう形なんですけれども、非常に優しいつくりなんですよね。これを例えば柴田町の白幡の172号線に応用しようとすると、まず側溝の改修からやらないと、波打っている状況ではそういうこともできないと思うんですけれども、そういった側溝の改修というのは、全く予定には入っていないんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 白幡地区で、実は歩道整備されて、172号線で昨年整備しました対岸側ですね。山寿スタンドから白幡橋に向かってだけ、実は歩道がないということでございます。唯一ない場所ということなので、来年はというふうには考えていたところです。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 整備されたところは確かにきれいに直っているんですけれども、既存のほうもかなり波打っている状況で、一度私が質問したとおり、乳母車なり車椅子が通れない状況になっていて、もう車道をそういった車が歩かざるを得ない状況に来ているということは前に質問したことがあったんですけれども、そういう状況は当然早急に直すべきだと思いますので、道路というのは車が通るだけではなくて歩行者もある。ですから、これから歩行者の目線で道路整備上考えるべきだろうと思いまして、その辺も検討していただきたいと思います。

2問目に移ります。

2問目について、これから1月に打ち合わせがあるということだったんですが、これは町のほうで、あそこのところは1月にならないと県道についてはどのような扱いになるかわからないという状況なんでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) トンネル整備が来年の3月まで予定されていて、舗装まで仕上げましょうということですけれども、移管については進捗状況とか他市町との取り合いもあるので、今後移管になりますよということだけはお伝えされていて、町からの働きかけとしては、ここが悪いからこう直してくれとか、さまざまな要望とかもやって、初めて移管されるものだという認識でいます。それは、岩沼市も村田町も柴田町も一致した意見でございますので、悪い状態ではもらえないということで、平成30年3月に移管されるかどうかというのは、まだはっきりはしていない状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。

- ○7番(秋本好則君) そうしますと、今の状況からすると、県道で柴田町に入っている部分というのはほんのわずかですよね。大概は岩沼市とか村田町に入っているんですけれども、その移管先が決まらなければ、これから整備されるのかされないのか、通行どめということはないと思うんですけれども、そういった形でどのような使われ方をするかも今のところは検討がつかないという状況なんでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 移管されることは、もう内々に、これはトンネル整備される段階から、将来的にはお願いしますよというお願いをされてございます。ただ、トンネル自体も広域的な緊急輸送道路になっているんですね。ところが、トンネルで何かあったときには、当然、上の道路は開放しなくてはならないということもありますので、絶対にとめられるということはございません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 先ほどの整備の中で、例えば雪が降ったときの除雪ということも出てくるんですけれども、それも移管、これからの形で考えて、移管先がわからなければその状況もわからないということでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 移管先は、町の区域であれば必ず柴田町、あるいは岩沼市、村田町ということは、当然明確、町境、市境をして明確でございますので、その辺については除雪なんかは、当然町の業務として、あるいは岩沼市だったら市の業務としてやらなければならないということです。

ただ、県の扱いはいろいろだと思うんです。あそこは雪が多いので、何センチメートル以上降ったら岩沼市のどこどこから村田町のどこどこまでは、例えば一時的に通行どめしますよとかという措置をしていたこともあるという話を聞きましたので、移管の際にはその辺も全て詰めていかなければならないというふうに思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) そうすると、雷・馬場線は、現状では柴田町が県道にぶつかるところまで除雪工事をされているというふうに受け取っていいわけですね。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 正直言いますと、人が通る最後の家までは柴田町でしてございます。それ以降については、していません。ただ、県道をもらったときに、改めて区域が広く

なるので、その辺は詰めていかなければならないなというふうに思っています。

- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) わかりました。ここは通行どめになるということは、ちょっと柴田町について影響が大きいと思いますので、十分考えていただきたいと思うんです。

それで、これについてちょっと道路を見てみますと、林道が県道にぶつかった先も少し道路 があるんですけれども、これは途中で切れているんですけれども、ここはこれからどういうふ うな形で動くのか、ちょっと教えてもらえれば。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 私もこの道路、大河原土木事務所の行政班でこの手続の担当をしておりましたのでお話をさせていただきますが、道路が完成どきに、県の立場で今、担当者としてお話しさせていただきたいと思うんですが、供用開始するときに県道であったやつを町道で移管してもらって、ダブルで持たないように土木事務所では計画を立てます。ですので、そろそろ完成時に近づいたときには、町に打診をしまして、ここからここまで今回は県道から町道に移管させていただきたいとお話をします。そうすると、町のほうでどういう反応を示すかというと、これから一生道路整備、それから除雪をしなければなりませんので、この際ということで、大河原土木事務所に、新道に近い形で道路工事を要求されてきました。

ということで、今度も多分、県道で町道に移管される分は、町として最大限に、後で補修工事が出ないように要求して手渡していただきたい。それから、除雪もやってもらいたいと、それだけのお金をいただきたいと要望はいたします。

ただし、大河原土木事務所はいろいろ、河川とか道路とか柴田町でお願いするところは全て やっていただいておりますし、今度成田の交差点に看板もつけていただけるということなので、 町としてはほどほどの整備をお願いして、あとは町で移管せざるを得ないのかなというふうに 思っているところでございます。

ですので、今の県道よりも若干直った形で、将来町が大きな負担が出ないような形で、私どもとしては大河原土木事務所から受けたいというふうに思っております。あとは町の永久管理となりますので、除雪に関しましては通行量を見ながら、大河原土木事務所が行っていたところができるかどうかは、今度は町の判断になりますので、そういうふうにして町道として県道を維持管理していきたいと思っております。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。(「林道の件についてお願いします」の声あり) 農政課長。

- ○農政課長(瀬戸 論君) 主要県道岩沼蔵王線から、その北側に向かう路線だと思うんですが、こちらは林道二五田線と申しまして、計画としてはその県道を起点としてスポーツランドSU GOのすぐ下のところまでの計画はございますが、いま現在はその中間地点、全部で870メートルぐらいの計画の中、530メートルのところぐらいでとまっていると。今現在としては、そこは町有林という形になっていますので、船迫こどもセンター等の、そのときの切り出しとか使ったんですけれども、その状態で十分機能しているという状態でございます。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 地図上からなんですけれども、これを見るともうちょっとやるとつながって村田町に抜けられると非常に使いやすい道路になっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の整備は、計画はされていないですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 当然、先ほど申し上げたとおり、その計画をする段階では、当然町境の部分までの計画はしているわけなんですが、スポーツランドSUGOが少し、何というんですかね、人とかが来なくなったりしたということもあって、村田町ともいろんな話を今まで続けてきた経過はあるということは聞いておるんですが、今現段階では村田町側のほうはくっつくこと自体は、今現在は望んでいらっしゃらないというようなこともありまして、図面上というか計画上はくっついているような状態で計画はしていますが、町も先ほど申し上げましたとおり、町有林のいろんな維持管理等に関して間に合う部分までという形でとまっているというような状態でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) ここの新しい道路の計画について今話を進めてきたんですけれども、同じような問題が大河原町の大河原商業高校のところにも多分出てくると思うんです。ご承知だと思うんですけれども、大河原商業高校は2023年に柴田農林高校と合併していってあそこが出てくると思うんですけれども、当然私は清住の13号、あるいは清住13号線を延ばしていって清住町の道路を完成させる、そして西住の7号線を拡幅するということも必要になってくるかと私は思っているんですけれども、どのようなここについての計画を今現段階でお持ちなのか、あればお聞きしたいと思うんですが。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 確かに大河原商業高校、あのグラウンド部分ですね。柴田町ということでございますけれども、今のところは特にまだ計画は持っていません。

- ○議長(髙橋たい子君) 秋本議員、申しわけありませんが、通告に沿った再質問をよろしくお願いしたいと思います。(「道路計画ということでお話をしていたつもりなんですけれども」の声あり)関連ということでは確かに関連ではあるかと思いますが、よろしくお願いします。
- ○7番(秋本好則君) じゃあ、これは結構なんですけれども、こういった話は、もう2023年にあそこのところがどういうふうな移管がされるかわかりませんけれども、今グランドデザイン、これは柴田町の道路計画を立てていったときに、清住町、西住町、少しちょっと途中で道路が切れているとかそういった形になっておりますので、こういった今の段階ならば、これは自分たちでグランドデザインをつくることが可能だと思うんです。そういったことを今のうちからやっておかないと、この段階が具体化、話が出てきたときには、いろんな話が多分一挙に出てくるはずなんですね。そうなる前に、柴田町は柴田町独自のプランとしてこういうプランがありますよと出すということが、これからの柴田町の道路行政全体のデザインを考えるべきで、非常に大変大切なことだと思うんです。

確かに、現業部門のほうでなかなかそこのところまで目をみはれといっても、これはちょっと無理なところがありますし、もっと俯瞰的な立場の方がこういったことに目を光らせていって、柴田町のグランドデザインを考えていく。これが道路行政、これから特に必要になってくるかと思うんです。

今、いろいろ柴田町の道路行政について述べてきたんですけれども、今柴田町に限らず、日本の道路というのは車中心の計画になっていると思います。これは国土交通省のほうもデータとして調べてきて、先ほど一番最初に述べたように、これからは町、歩行者の視線での道路のあり方というのを考えるべきだろうという形で、いろんな具体的な計画も述べられております。こういったものに従って、柴田町の道路をもう一回見直していって、幹線なのかコミュニティ道路になるのか、歩車共存道路になるのか。もしそうであれば、どういうふうな形で歩行者を守る、あるいは自転車を守る、そういった歩行者、車の事故を減らしていってやるかということは、前提としてグランドデザインを持って、そしてそれに応じた形での道路補修なり改良。特に、大河原町の大河原商業高校については全く白地なわけですから、そこに線を引くのは柴田町の責任だと思うんですね。そういったことを考えていくべきだろうと思いますし、新しい目線で歩行者を中心とした道路のつくり直し、あるいは機能のもう一回見直し、これをぜひやっていただきたいと思いましていろいろ提案いたしました。

以上で終わります。

これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

[16番 白内恵美子君 登壇]

O16番(白内恵美子君) 16番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、学校いじめ防止基本方針の周知徹底を。

文部科学省は、平成29年3月14日に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。また、3月16日の通知では、地方公共団体や学校に対し、国の基本方針を参酌し、地域及び学校の実情に応じた基本的な方針の策定・見直しや、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態ガイドラインに沿った重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう求めています。通知から8カ月が過ぎましたが、柴田町の現状について伺います。

- 1) 基本的な方針改定版には、「各学校の策定した学校いじめ防止基本方針について、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」と明記されている。柴田町の現状は。
 - 2) いじめに関する教職員研修は、どのような形で年何回実施しているのか。
- 3) いじめ防止に関する取り組みの年間計画は立てているのか。公表はどのような方法で行っているのか。
- 4)いじめが発生した場合に、被害生徒や保護者が学校以外に相談できる機関の連絡先を周知すべきでは。
- 5) 学校いじめ防止基本方針と、いじめ防止に関する年間計画、外部の相談機関の連絡先をホームページ等で公表し、年度初めに児童生徒、保護者、関係機関に説明することを提案する。

2点目、不登校児童生徒の教育を受ける権利の保障を。

文部科学省は平成29年10月26日に、平成28年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を公表しました。それによれば、中学校の都道府県別不登校生徒数において、宮城県は1,000人当たりの不登校生徒数が40.8人であり、ワースト1となっています。全国平均は30.1人と前年より増加していますが、40人を超えたのは宮城県だけです。ちなみに、岩手県は25.5人、山形県は24.5人です。

柴田町の3中学校における平成28年度の不登校生徒数は47人で、全国平均をかなり上回っています。この現状をどのように分析し、解決のためにどのような対策を考えていますか。

1) 町内中学校の1,000人当たりの不登校生徒数は。

- 2) 宮城県、柴田町とも不登校生徒数が多い現状をどのように分析しているか。
- 3) 不登校の児童生徒は、個々にさまざまな問題を抱えていると思うが、不登校の原因で主なものは。
 - 4) 不登校児童生徒に対し、何を大切にして対応しているのか。
 - 5) 不登校生徒のうち、町外の教育機関で学んでいる生徒数は。
 - 6) 学校では不登校児童生徒への学習支援をどのような方法で行っているのか。
- 7)子どもの権利条約の第28条に教育を受ける権利、第29条に教育の目的がうたわれている。 不登校児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、教育委員会が学校とともに最善の方法 を考え実施することを提案する。

3点目、関係人口をふやすための対策を。

総務省は平成29年4月に、「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会中間とりまとめ」を公表しました。その報告には、長期的な「定住人口」や短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる者である「関係人口」に着目し、「ふるさと」に思いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークを形成することにより、このような人材と「ふるさと」とのかかわりを深め、地域内外の連携によって自立的で継続的な地域づくりを実現することが重要だと明記されています。この報告書により、総務省は初めて「関係人口」をしっかり位置づけたこととなりました。

11月3日、東京でシンポジウム「増やせ関係人口~田園回帰は次のステージへ~」が開催されました。特別講演が、持続可能な地域社会総合研究所所長の藤山浩氏、「関係人口とは何か?」の連続講演は、フリーアナウンサーの富永美樹氏、月間「ソトコト」編集長の指出一正氏、明治大学教授の小田切徳美氏と、魅力的な講師陣でした。「関係人口と創る未来」と題したパネルディスカッションには、関係人口の先端を行く若い活動家も参加し、実に内容の濃いシンポジウムとなりましたが、職員は参加したのでしょうか。

関係人口は、定住でも交流でもない「第三の人口」と言われており、柴田町においても今後 十分に検討した上で、ふやしていくべきと考えます。

そこで、町の考えを伺います。

- 1) 町では「関係人口」についてどのように考えているのか。
- 2) 町長は「つながり人口」という言葉をさまざまな機会に使われているが、「関係人口」 と全く同じ意味と捉えてよいのか。
 - 3) 「関係人口」をふやすためには、どのような対策が必要か。

4) 住民の理解を進めるために、「関係人口」を唱えている方を講師に招き研修会を開催することを提案する。

4点目、よりよい明日を目指すための広場となる図書館を。

11月7日から9日の3日間、横浜市で図書館総合展が開催されました。100近い分科会やフォーラムの中から3つを紹介します。

1つ目、「平成29年度地方創生レファレンス大賞」には、沖縄県立図書館の「沖縄県系移民一世ルーツ調査」が決定しました。この賞は、図書館の資料を使って調べ物をサポートする「レファレンス」調査相談機能の強化と、優良事例の広報を目的に、年に1度、全国の図書館等からレファレンス事例を募集し大賞を決めるものです。沖縄県立図書館では、明治・大正期に移民した方々に「あなたのルーツを調べます」と呼びかけたところ、大きな反響があり調査の申し込みが殺到したとのことです。知の拠点である図書館だからできる地方創生であり、国際交流や観光振興にも大きく寄与したと高く評価されています。

受賞したあとの2館は、どちらも起業支援でした。積極的に起業支援を行う図書館が年々ふ えています。商工会が起業支援セミナーを開くより、図書館が行うほうが気楽に参加できると のことです。

2つ目、「利用者から学ぶ超高齢社会の図書館-平成28年度国立国会図書館調査研究より -」の分科会では、超高齢社会に突入する中、図書館が外部機関と連携した高齢者サービスや、 地域の高齢者と協働してサービスを提供するなど、新しい動向が見られるとの報告がありまし た。川崎市立宮前図書館では、認知症の方の尊厳を守り気持ちに寄り添うよう、一人一人にど のように対応すればよいか、地域包括支援センター職員と話し合いを持つとのことです。65歳 以上の4人に1人が認知症とその予備軍と言われる現在、認知症の人にも優しい図書館が求め られています。

3つ目、これからの図書館のあり方を示唆するような先進的な活動を行っている機関に対して、NPO法人知的資源イニシアティブが授与する「Library of the Year 2017」の大賞は、岡山県瀬戸内市民図書館もみわ広場が受賞しました。

もみわ広場のパンフレットには、次のような武久市長の言葉が掲載されています。

「図書館は、本を借りるだけの場所ではありません。未知の世界や知識との出会い、新たな人との交流、地域の文化や誇りとなるものの発見。市民の皆様が新しい何かを見つけてくださる広場です。すべての人に開かれた図書館は、広場として、赤ちゃんから高齢者の皆様まであらゆる人に寄り添い、その方々がよりよい明日を目指すための場所になります。

「もみわ広場」で見つけたものを他の人たちと分け合い、まち全体が魅力を高められるようになれば、このまちはもっと輝き続けることでしょう。輝き続けるまちが、また新たな人とまちの魅力を生む循環をつくり出していくことでしょう。

もちより・みつけ・わけあう「もみわ広場」にはそんな私たちの願いが込められています。 市民の市民による市民のための広場をつくり続けていきましょう」

武久市長の図書館への熱い思いが伝わってくる文章です。輝き続けるまちをつくるという、 図書館の使命も見事に表現していると思います。住民が新しい何かを見つける場所、それが図 書館を中心に据えた広場です。

3つの内容を紹介しましたが、今、柴田町のまちづくりに必要なのは、このような考え方ではないでしょうか。柴田町が今後輝き続けるまちとなるために、住民の皆さんがよりよい明日を目指すための場所が早急に必要なのではないでしょうか。地方創生やまちづくり、人材育成、福祉の観点からの答弁を求めます。

以上です。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。1問目、2問目教育長、3問目、4問目町長。最初に教育長。

〔教育長 登壇〕

〇教育長(船迫邦則君) 白内恵美子議員の大綱1問目と2問目にお答えします。

大綱1問目、学校いじめ防止基本方針の周知徹底について、5点ございました。

1点目、学校いじめ防止基本方針についてです。

学校いじめ防止基本方針は、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法の第13条に、各学校がいじめ防止基本方針を策定する旨、規定されておりますので、本町の小中学校においては平成26年3月までに策定を完了しており、毎年見直しを図りながら対策を進めております。

国においては、平成25年11月の文部科学省のいじめの防止などのための基本的な方針の通知を経て、平成29年3月に最終改定の通知がありました。改定の内容は、白内議員ご指摘のとおり、各学校は策定したいじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時や各年度の開始時に、児童生徒・保護者・関係機関などに説明するというものでした。

児童生徒や保護者への説明につきましては、年度当初における集会や学年懇談会などで説明 したり、学級便りや学校便りへの掲載を行うなど周知に努めてきているところですが、ホーム ページに掲載している学校は9校中3校のみとなっておりますので、年度内のホームページへ の掲載に向けて各学校にお願いしているところです。

2点目、いじめに関する教職員の研修についてです。

いじめに関する教職員の研修につきましては、宮城県教育委員会が実施するいじめ問題対応研修会や、初任者、5年経験者、10年経験者を対象にした研修会などが実施されており、町内の先生方も参加して研さんを積んでおります。また、各学校の校内研修としましては、例えばいじめの未然防止に向けた取り組み、学級における友人関係づくり、スクールカウンセラーによる教育相談、行事などを通した人間関係づくり、いじめの早期発見と早期対応などをテーマにした研修会や、宮城県教育委員会が作成したいじめ対応研修テキストを活用した研修会、また人権擁護委員会や仙台弁護士会に依頼して開催するいじめを考えるワークショップなど、年間計画をもとに、学期ごとに2回程度の割合で話し合いや講師を招いての研修を行い、いじめ防止に向けて全ての教職員で共通認識を図るよう努めております。

3点目、年間計画についてです。

いじめ防止に関する年間の取り組みは、教職員や児童生徒、そして保護者の活動を月ごとに一覧にして作成しております。例えば、4月には、いじめ対策や未然防止に向けた校内研修、いじめ防止に関する学習、いじめアンケートの実施、保護者や地域への啓発、いじめをなくすための児童会や生徒会の取り組みなどが盛り込まれております。この年間計画は、学校いじめ防止基本方針の中に組み込まれておりますので、公表につきましては、今後ホームページに掲載するなどして対応してまいります。

4点目、学校以外に相談できる機関の周知についてです。

いじめの相談は、学校では学級担任や養護教諭などが受け、教育委員会では教育相談員が受けております。児童生徒や保護者には、学校の先生や教育委員会以外にも、警察や法務局、県総合教育センターなどへの電話による相談が可能であることを伝えるとともに、常時児童生徒の目に触れるように、学校以外の相談窓口や連絡先を保健室、廊下、昇降口に掲示するよう各学校にお願いしております。児童生徒にとって、学校以外にもいじめの相談窓口や連絡先があることを知ることは、いじめの早期発見、早期解決につなげるためにも大切であると考えておりますので、今後も周知に努めてまいります。

5点目、ホームページ掲載についてです。

学校いじめ防止基本方針の周知につきましては、国の基本方針にありますように、保護者や 地域住民への年度当初からの周知徹底を求めておりますので、白内議員ご提案のように、いじ め防止基本方針や年間計画、相談機関の連絡先などを学校のホームページに掲載するとともに、 児童生徒や保護者などへの説明についてもこれまでどおり行いながら、いじめ防止に対応して まいります。

大綱2問目、教育を受ける権利の保障についてです。7点ございました。

1点目、1,000人当たりの不登校生徒数についてです。

平成28年度の町内の3中学校の不登校生徒数は47名で、平成27年度と比べて2名の減となっております。本町の1,000人当たりの不登校生徒数は46.1名で、宮城県の1,000人当たりの不登校生徒数40.8人を上回っている状況となっております。

2点目、不登校が多い現状についてです。

平成24年度以降の最近5年間の状況を見てみますと、宮城県においては増加傾向が続き、深刻な状況となっております。特に、中学校の出現率が全国的にも高く、中学校で不登校になった生徒の半数が中学校1年生からとなっており、中1不登校が鮮明になっております。本町においては、県と同様に増加傾向が続き、特に中学校の出現率が高い状態で推移しております。不登校児童生徒数は、学年が進むにつれて増加する傾向にあり、中学校2年生と3年生で41名となっており、全体の58%を占め、看過できない状況であると思っております。

各学校では、児童生徒が3日続けて休んだ場合には、家庭訪問をして、必要に応じて相談の機会を設けたり、関係機関の協力を得るなど、学校長を中心として、組織として対応してきておりますので、努力の成果が数字にあらわれるよう支援してまいります。

不登校の児童生徒の数は、4月からこれまでの欠席の累計が30日以上となった児童生徒の数となっておりますが、どの児童生徒も将来の自立に向けて努力しており、中には現在復帰に向かっている児童生徒もおりますので、学校と連携しながら自立への支援に向け、引き続き努力を続けてまいります。

3点目、不登校の原因についてです。

不登校の要因を、本人に係る要因で見てみますと、不安の傾向、無気力の傾向、学校における人間関係に課題を抱えている、遊びや非行の傾向がある、理由がはっきりしないなどの要因がありますが、小学校では「理由がはっきりしない」が最も多く、中学校では複数の要因による複合型が最も多くなっております。

不登校児童生徒においては、多様な要因、背景により、結果として不登校状態となっている 傾向があることから、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な状況となっております。

4点目、不登校への対応についてです。

教育委員会としましては、不登校への対応は、早期に適切に対応することが重要であると考えております。不登校児童生徒一人一人に寄り添うことを大切にして、子どもたちの状況に応じてどのような指導が必要かを考え、継続的組織的にきめ細やかな支援を進め、1日でも多く学校に登校してもらって仲間と過ごすことができるよう、学校復帰、教室復帰に向けて、学校や関係機関と連携して取り組んでおります。

また、対処療法的な対応だけでなく、不登校の未然防止に向けて、児童生徒が笑顔で学校に通うことができる取り組みを工夫することが重要であると思っております。現在、児童生徒が地域に出て行う挨拶運動や清掃活動など、地域に貢献する取り組みに挑戦しております。児童生徒が協力して取り組むことで、相互の信頼関係をつくり、自己有用感、達成感を高める取り組みを今後も一層推進してまいります。

5点目、町外の教育機関で学んでいる生徒数についてです。

不登校になっている児童生徒を対象として、一人一人に合った指導を行い、学習意欲を育て、 学校復帰を促すことを目的として、4市9町で運営している、白石市にある仙南けやき教室に 通所している児童生徒が、現在4名おります。

6点目、不登校児童生徒への学習支援についてです。

不登校の児童生徒に対しては、学級担任が家庭を訪問して、授業で使用したプリントを届けるなどして、児童生徒の学習状況の把握に努めております。また、県教育委員会の登校支援ネットワーク事業を活用し、訪問指導員を派遣していただき、在宅での学習支援を行ったり、仙南けやき教室への通所による学習支援を行っております。

登校することができても教室に入れない場合には、学習室や相談室、学校図書館など、学校 での居場所を設けて、教員や特別支援教育支援員による学習支援を行っており、徐々に学校生 活に順応できるよう取り組んでおります。

7点目、最善の方法を考え実施することについてです。

不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものと捉え、不登校児童生徒への支援は、それぞれの意思をできるだけ尊重して行うことが基本であると考えておりますので、白内議員ご提案のように、可能な限り善処してまいります。

現在、不登校などの改善に向けて、スクールカウンセラー9名、自立支援相談員3名、スクールソーシャルワーカー1名、特別支援教育支援員16名を配置し、外部の関係機関の協力も得ながら取り組んでおりますが、これらのスタッフを統括・推進する人材を配置して、体系化した指導体制を構築することで、より一層の充実を図りたいと考えております。

次年度は、新たに県教育委員会の「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を活用して、仮称柴田町子どもの心のケアハウスの開設を検討しております。不登校状態の児童生徒に安心できる居場所を提供し、集団生活への適用や基礎学力の補充など、相談、適応支援、学習支援をこれまでよりも手厚く行うことにより、1人でも多くの子どもたちが学校生活に復帰することができるよう支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(髙橋たい子君) 3問目、4問目町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 大綱3点目、関係人口をふやすための対策で4点ほどございました。随時お答えします。

1点目、人口減少、少子高齢化が急速に進む中、東京一極集中の流れは加速する一方で、地方での人口減少に歯どめがかからないのが実情です。現在、各地方自治体においては、定住人口の増加につなげるためにも、交流人口の増加にしのぎを削っているところでございます。

一方で、自分の生きがいを地方で見つけたい、地方に住んで地域の役に立ちたいという若者の田園回帰の流れも生まれてきています。しかし、長年住みなれた土地を離れ、環境の異なる地へ移り住むということは、大きな人生の決断であり、必ずしも定住に結びついていないのも現実でございます。

そこで、始めから移住ありきではなくて、離れていても地域とつながりを持ちたい、住んでいなくても地域を応援したいという、交流人口よりさらにより深くかかわる、いわゆる関係人口をふやす取り組みが、地域活性化の新たな切り口として最近注目されてきたのだというふうに考えております。

2点目、私が言っている「つながり人口」という言葉ですが、必ずしも将来的な移住・定住にとらわれることなく、柴田町に関心を持ち、柴田町のまちづくりに対して何らかの形でかかわりを持ち応援してくれる方々を「つながり人口」と捉えており、白内議員が提案する「関係人口」とは、ほぼ同じ意味と考えております。町民には、まだ関係人口という言葉がわかりにくいので、つながり人口と表現したほうがわかりやすいと思って使っております。

3点目、関係人口をふやす対策ですが、関係人口をふやしていくためには、まず、なぜ今、 関係人口をふやしていくことが地方の活性化に結びつくのかといった意義を町民等に理解して もらうことが大切でございます。

次に、柴田町の特産物を買ってもらったり、ふるさと納税を通じて柴田町に関心を持っても

らい、一度は行ってみたい、また行ってみたいというリピーターをふやし、ひいては地域の課題解決に向けてボランティア活動にも参加していただくといった段階を踏んだ取り組みが必要だと考えております。

本町では、これまで「花のまち柴田」を切り口として、交流人口の拡大を通じて、新たな人の流れや仕事起こしにつなげ、移住・定住に結びつける取り組みを進めてきました。

おかげさまで、インバウンド推進やシティプロモーション活動、フットパスや小さな拠点づくり、町民による手づくりのイベント等により、柴田町に関心を持つ人がふえてきております。こうした都市住民等と地域住民等との新しい関係づくり、いわゆる「つながり人口」の拡大によって、平成28年度におけるふるさと納税が1億4,400万円、県内で第6位の応援寄附が集まった次第でございます。

今後、さらに「つながり人口」をふやしていくためには、これまで以上の魅力づくりや国内外に向けた情報発信、シティプロモーションの展開、UIターン等を総合的に、またそれを体系的に推進するための拠点機能、いわゆるプラットホームの整備や人材の育成が必要ではないかと考えております。

4点目、今後関係人口をふやしていくためには、関係人口の増大こそが人口減少時代を迎えた中での新たな地域活性化のキーワードとなり得ることの意思づけや、柴田町のまちづくりや地域づくりに貢献したいという思いのある人を、いかに同じ仲間として受け入れていくかといった住民の理解を進めていくことが重要というふうに考えております。そのためには、関係人口を唱えている方を講師に招いた研修会の開催について、今後検討してまいります。

4点目、図書館でございます。

地方創生やまちづくりの観点から、図書館は町の交流拠点として、また都市にはなくてはな らない標準装備と位置づけております。

さらに、柴田町に埋もれた地域資源の再発見や付加価値の創造、新商品の開発やまちおこし に関するヒントが得られるところとして認識しております。

次に、人材育成の観点からは、地域における新たなビジネスを起こす人材の育成や多くの人を巻き込んだ住民主体による図書館と連携したイベントの企画運営を通じて、新たなまちづく りの担い手が育つ場所になり得ると考えております。

福祉の視点からは、高齢者の生涯学習の場や居場所として、さらに世代間交流の場として、 今後ますます必要な施設というふうに捉えております。

現在、新図書館建設に向けて、その立地場所や大きさ、そして資金計画や補助金等の活用に

ついて、基本的な考え方を整理しているところでございます。新図書館を建設する上で、森林・林業再生基盤づくり交付金を確保することが一番近道であるというふうに考えておりますことから、今後国にこの森林・林業再生基盤づくり交付金が採択されるように、まずは木育を初めとして、小さいときから木とかかわる取り組みを通じ、木に触れて育った子どもたちが将来、木づくりの図書館で学べるようにするといったストーリーを考えているところでございます。

さらに、木造の最先端技術として注目を集めているCLT工法を使った新図書館等の建築に 係る情報を現在集めているところでございます。

以上でございます。

〇議長(髙橋たい子君) ただいまから休憩いたします。

2時45分再開いたします。

午後2時31分 休 憩

午後2時45分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番(白内恵美子君) 1点目の学校いじめ防止基本方針についてです。この基本方針改定版には、学校いじめ防止基本方針を定める意義として、学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となると明記されています。

柴田町では、基本方針を策定してから、組織として一貫した対応となったとお思いでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 学校いじめ防止基本方針に関して、学校で定めて、学校ごとの教育計画の中にその年の教育計画の中の一つとして、この計画も基本方針として入っているわけです。それで、年度当初の職員会議、また教職員等の研修会を通して、やはり共通認識を持って当たるということで今対応しているところですので、そのような思いで進めているという状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

- ○16番(白内恵美子君) また、改定版には、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると明記されています。いじめの加害抑止につながっていると思いますか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 平成29年3月、国の通達でそのような国のほうの方針の変更があったわけですが、柴田町とすれば今までいじめゼロ運動ということで行っていた部分を、いじめ見のがしゼロ運動ということで、前までの考え方をもっと深めて、見逃しをゼロにするという考えのもとで進めるということで、加害行為というかいじめそのものを見逃さないという考えで今年度は進めてきているところです。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 各学校の基本方針をホームページに掲載しているのが3校ということだったんですが、私は各学校のホームページを見ても探せなかったんですね。それで、ネットで調べるときに、柴田町の学校いじめ防止基本方針で検索したら、大河原小学校が第一で出てきて、それで大河原のを見て、ああこういうものなんだというのが初めてわかったんです。それで、大河原ですばらしいなと思ったのは、質問の中にも入れておいた基本方針だけではなくて、その相談できる連絡先や、それから年間計画というのもきちんと入れ込んであったんですね。だから、ぜひこれは各学校に、今からホームページを掲載するところにきちんと入れてもらうように。それと、保護者にきちんとホームページに掲載しましたよということもわかるように周知していただきたいと思いますが、いかがですか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 学校のホームページ、町内3中学校、6小学校ございます。学校 ごとにホームページのつくりが違うということで、実際3つの学校で基本方針のほうを掲載し ておりますが、やはり資料編のところにあったり、なかなか見つけづらいという部分もございますので、やはりその部分も含め、学校もちょっとホームページのつくりが違うという部分も ありますので、なるべくわかりやすいような形で掲載できる形で進めていきたいと思います。 それで、大河原小学校は抜粋ということで、わかりやすく掲載されていたようでしたので、その辺も含め、今後掲載する際の参考にさせていただきたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- O16番(白内恵美子君) 続いて、不登校についてです。町内の中学校の1,000人当たりの生徒

数は46.1人。これはもう、全国平均よりもかなり高い数字ですよね。このことについては、どのようにお考えですか。なぜ柴田町がこれだけ高いのか、やっぱり私はそこがね。宮城県は津波の被災もあったので、どうしてもほかの県より高いということはあるんですけれども、柴田町において県平均よりも高くなっているというのは、何が原因だとお考えですか。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 議員ご指摘のとおり、県平均を上回った人数、出現率もそうですが、やはり柴田町も平成24年からだんだん伸びてきてしまっている状況があります。一つ、原因というか、現象的に捉えると、やはり小学校で不登校になった児童が中学校に上がる際に、やはり中学校1年でも不登校になってしまうという、小学校から中学校に上がる際に不登校が継続してしまうという事例が、まずあります。ですので、今中学校においては、宮城県も中1不登校というのがありますので、まず中学校においては小学校と情報連携ということで、やはりこういう不登校の児童の情報を中学校にまずいただいて、中学校のほうも年度当初から、1年生が入って入学式から対応していくという対応を今させていただいています。

それで、多い理由というのが、ちょっとその辺がいろんな理由がございますので、ただ数的にはやはり多いということで、このまま対応をしないわけには、対応はしてきておりますが、 やっぱり今までの対応だけでは、まだ人数が減るという状況にはなっていない状況です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) やはりこのあたりで、なぜこういう現象が起きているのか、なぜじゃあ小学校でまず不登校になるのかも含め、きちんと分析して、しっかりと対応していくことが大事だと思うんですね。やはり中学校の時点で不登校になり、そしてそれがもう、その後のその生徒の人生を大きく変えてしまうことにもなりかねませんので、やはりしっかりとした、中学時代には中学時代に身につけなければならない学習もありますよね。やはり社会生活を送る上で必要なものをきちんと身につけておかないと、本当に社会に出たときに困るし、あとはひきこもりになっては本当にもう大変ですよね。だからやっぱり町の責任として、きちっと今の中学生47人なら47人、小学生もいますから、小学生は小学生なりにきちんと対応すべきだと思うんです。

それで、先ほどの答弁の中でも、スクールソーシャルワーカーが1名であると。ふえていないんですよね。常勤しているわけでもない。本当にすばらしい方だとはお聞きしているんですが、スクールソーシャルワーカーが常勤できるように県に要望は出せないんですか。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(森 浩君) 今、スクールソーシャルワーカーの方が1名ということで、常勤ではありません。それぞれケース対応していただくということで、非常に、教員でもなく、また役場職員でもないという立場で、それぞれ保護者並びに児童生徒に対応していただいている状況で、対応、まずこのケースに入っていただくと、いろんな社会資源を活用した支援をしていただくため、非常に有効的なケースになっている状況です。

県のほうには、柴田町もやっぱりこういうふうに不登校児童生徒数が多いので、やはりスクールソーシャルワーカー、今県の委託事業で行っておりますので、1名から2名に増員していただけないかということで、今県のほうには依頼をかけているところです。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 文部科学省は、子供の貧困に関する主な施策の中で、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置拡充として、平成29年度予算概算要求額を28年度より13億8,900万円増の68億8,800万円としました。だから、県は本来、増員できると思うんですね。何せ全国でワースト1の県ですので、優先的にその予算をとれると思うんですが、県の説明はいかがですか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 2名に増員ということでお願いしているということで、県のほうから、やはり来年度のスクールソーシャルワーカーの人数等の照会がございました。やはりそういう柴田町の状況を考え、増員したいということで、県のほうはそういう調査をしていただいた状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- O16番(白内恵美子君) ぜひ増員していただきたいんですが、もしもだめだった場合は、私は 県が配置しないのであれば、町単独でソーシャルワーカーを雇用すべきだと思うんですが、そ こまできちんと対応しないと今の状況は改善されないと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 先ほど、教育長のほうから、やはり今までの取り組みに加え、やはり不登校児童生徒の数が減らないという状況を考え、来年度なんですが、宮城県のほうでみやぎ子どもの心のケアハウス運営事業ということがございます。不登校児童生徒の学びの場、また相談、保護者への相談の場等を行うところなんですが、やはり柴田町のほうでは自立支援相談員、こちらは柴田町独自の制度です。9小中学校に3人の自立支援相談員を配置しまして、児童、保護者の相談等対応していただいて、なおかつ自立支援相談員は自宅への訪問も行う相

談員なので、この自立支援相談員、それからスクールソーシャルワーカー、それから特別支援 教育支援員のほうも学びの支援を行っておりますので、こういう方たちの今までの指導体制と いうか、そういう体制をもっと体系化して、組織的に、俗にチーム学校と言われるんですが、 そういう組織的に学校の先生たちとも協働の上で、こういう不登校児童生徒への対応を平成30 年度に県の事業に取り組んで対応していきたいと今考えているところです。

- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 中学校だけでいえば、この不登校の47人は、スクールカウンセラーや 自立支援相談員とつながっている人は何人ぐらいですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) スクールソーシャルワーカーに今対応していただいている方が、 直近でいうと1ケースということであります。ただ、一方で自立支援相談員がかかわっている 事案として、直近の10月でいうと1カ月当たり264件の対応を児童、保護者等、あと教職員と の情報交換ということで、毎月、自立支援相談員もそういうケースで対応している状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O16番(白内恵美子君) 自立支援相談員は、例えば生徒の学習に関してはどのような関与をするんですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 自立支援相談員は、学習への支援ではなく相談、主に相談になります。それで、学習支援に関しては、今各学校に16人配置している特別支援教育支援員の中の方が、やはり学習室等で別室登校している児童生徒に対して学習支援を行っている状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O16番(白内恵美子君) 別室登校をしている人数は、じゃあ何人ぐらいですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 10月末現在で、中学校で別室登校ということで、15人ほどおります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 別室であっても、登校してくればある程度学習支援はできるかと思う んですが、全く出てきていない、登校していない子どもへの、先ほどは30日以上欠席すれば不 登校になるんであって、少しでも来ているというような答弁だったかとは思うんですけれども、 実際には長い期間登校できない子どもへの学習というのは、先ほどの答弁で担任が訪問し、プ

リントを渡すということだったんですが、じゃあ渡したプリントが、例えば子どもがきちんと 学習しているとかしていないとか、わからないとか、そういうことは誰が支援するんですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 在宅での学習ということですが、まず別室登校も含め、なかなか学校に来れない児童生徒に対して、宮城県の登校支援ネットワーク事業というのがございまして、在宅に訪問をして学習指導をしていただける制度がございます。今現在、柴田町でこちら小学生が8名、中学生が3名、在宅に来ていただいて学習指導をしていただいている状況ではあります。

あと、在宅でプリントを学校の先生が持っていった際に、先生が訪問をした際に、やはりその以前にプリント等を配っている状況がありますので、そこで先生と在宅、先生が訪問した際に先生が見れるときには見る、そういうふうな指導ができる場合には指導している状況です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問、どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 中学生47名のうち3名だけが訪問の学習支援員の支援を受けているということですよね。そうなると、あとの44人はどんな状況になっているんでしょうか。

それと、担任が訪問しても、ある程度教科の先生と分かれていますから、例えば国語の先生が数学まで教えられるかというとそこは難しいですよね。その場合はどのような形になっているでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) 不登校の3名ということで今対応していると、登校支援ネットワーク の相談員さん。それ以外につきましては、全ての子どもたちがずっと来ていないというのでな いので、学校にやっぱり来れる日があったり来れなかったりというような、その子ども子ども のやっぱり状況をしっかりと受けとめてあげて、休んでいることがよくないんだよというので はなくて、やっぱりよくない状況にはあるんだろうけれども、その状況についてしっかり寄り 添って受けとめながら、対応について、あるいは将来の夢等について確認してあげながら、そ の夢に向かってじゃあ今何をしなければいけないのかというようなところを確認したりすると いうような、いろいろな方法で対処しているところでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) この場で一人一人の対応を聞いても実際には答弁できないかと思うので、本当に今後、学習支援というのをしっかりとしていただきたいと思うんですよね。それで、各学校任せではなくて、教育委員会も一緒になって、それで必要なところにはやはり人をつけ

る。単独で雇用してでも何でも、子どもを育てることがやっぱり町としては一番大切なことで、 将来を担う人材を育てるわけですから、今47人も不登校になっているというのはやっぱり本当 にゆゆしきことだと思うんですよね。やっぱり一人一人がその子に合った対応をしてもらって、 きちんと学習ができ、たとえ不登校のままであってもきちんと高校に入って、そこでまた新た な生活、新たな人生を送れるように支援していくのが町だと思うので、今後しっかりと考えて やっていただきたいと思います。

やはり、町長もそこにしっかりと予算をつけていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。人にやっぱり予算をつけないと、子どもを育てられないというところまで今来ている と思うので、いかがでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 人をつければ柴田町は経常経費が圧迫して、将来柴田町自身が立ち行かなくなるというふうに思っておりますので、やはりそこはバランスを考えてやっていかないといけないのではないかなというふうに思っております。

それにつけても、柴田町は柴田小学校に1人、放課後児童クラブに5人、定数管理計画でも議会のほうから指摘を受けて、そういうことは一切しないというんであれば考えないことはないんですが、片一方でそういう縛りがありますので、一人一人47人にマン・ツー・マンで先生をつけるというのが理想でしょうけれども、できないという面もございますので、その辺は県の制度を活用しながら対応せざるを得ないのかなというふうに思います。理想は、一人一人先生を派遣できるような体制にすると。やっぱりそれは、国のこれからの子育て関係、地方の活性化をするためにも、そこにこそ私は予算をつけて、町が全て持つようなことにならないようにすべきではないかなというふうに思っております。この件については、国にやっぱり働きかけを強化せざるを得ないのかなというふうに思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 国への働きかけはもちろんしなければならないんですけれども、今不 登校になっている子どもたちを、とにかく支援していただきたいと思います。

次に、関係人口についてなんですけれども、小田切徳美教授は著書「よそ者と創る新しい農山村」の中で、「人口減・人財増」という考え方を示しています。地域の人口がどうしても減ることは避けられないが、地域にかかわる人材がふえるなら、地域の活力になるという考え方です。例えば、人口が100人から90人に減っても、かかわる人材が10人から20人にふえるなら、人口が減っても地域が衰退したことにはならない。この考え方について、町長はどう思われま

すか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) これも一つの考え方で、こういう考え方をしていかないと地域の持続的な発展は難しいというふうに思っております。地域の中で、まずそういう人材を育てていくとともに、やっぱりいつも言っているとおり、そこに住んでいるということが大前提で、住んでいる人たちが自分の地域をどうしていくかと。まず、自分たちで立ち上がると。そこに、いろんなそのほかのまちに住んでいる人の専門性を活用させていただく。あくまでも頼るのではないということですね。活用させていただいて、一緒にやっていくことが人口減少に対応する、地域が持続的に発展する、唯一の方法ではないかなというふうに思っております。人口が地域でふえるということは、もう考え方を切りかえて、やっぱりほかのまちに住んでいる人たちの力もかりながら、自分たちでやっていくということが一番大事ではないかなというふうに思っております。

地域に住んでいる人しか、地域のにおいというんですかね、その地域の課題というのはわからないんですね。ほかからぽんと来て、そちらの方々は専門性を持っておりますので、その専門性と地域のにおいを知っている人たちが一緒になって、その地域の課題を解決する。それはまさに地域の人材も、ほかのまちの人材も、専門家も、一緒になって活用していくことで、人財、財産の財ですね。それをふやしていくことが柴田町の発展につながるという考え方は、白内議員と同じだというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、という反間権ではありません。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- **〇16番(白内恵美子君)** ありがとうございます。私もそのとおりだと思います。

「ソトコト」編集長の指出一正氏も、著書「ぼくらは地方で幸せを見つける」の中に次のように書いています。「地方を元気にする方法として、これまでは移住者がふえて人口増を目指すか、観光客がたくさん訪れることによって経済効果が上がるかのどちらかが主流だった。しかし、人口が減る中で、この2つの方法で人を集めることは困難になっている。地方の課題は、人口減に歯どめをかけることではなく、関係人口をふやすことだ。積極的に地域の人たちとかかわり、その社会的な足跡や効果を見える化するということが大切だ」というふうに言っています。「観光の形も時代とともに変わりつつある。特に、ローカル思考の若い世代は、地域で気の合う仲間や自分と好みの似ている場所を探している」というふうに書いていて、ああなるほどなと。それで、この方の講演も聞いたんですが、やっぱりこれからの考え方としてこうな

んだろうなと。人をたくさん呼び込むのではなく、関係してくれる人たちを呼び込んでいくということが大切で、やはり柴田町もそこを方向転換していかないと、町の活性化というのは難しくなってくると思うんですね。だから、少しずつですが、町長も、「ああ、変わってきているな」と思って見ているところです。今後に期待したいと思います。

それで、もう一つその中に、「横を向くより内を向く」。「うち」というのは「内外」の「内」ですよね。という考え方もあるんです。「内」とは、地元の人たち、仲間たち。まずは、自分の地域の人におもしろいと思ってもらうことを探す。つまり、自分たちが楽しめることから始める。これがやはり、これから大切になってくると思うんですよね。どうしても、今までだったら、若い世代はむしろ外を向いていたんですが、今の若い人は変わりつつあって、内に目を向けるようになっている。私たちが育った時代とは、もう違いますからね。ばんばん物を消費するとかそんな時代ではなくなって、そして今、自分が住んでいるところを大切にしようとする若者たちがふえてきているということなので、ぜひ柴田町でもそういう人づくりをしていけば、町は衰退することはないんじゃないかなと思います。町長も同じお考えでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) それもこれから大きな流れになるんですが、ただ行政と白内議員と2人だけではどうにもなりませんので、まずそういう考え方が地域の発展になるんだ、大きな柱の一つなんだということですね。

ただし、それだけで地域が持続的に元気になるかというと、そうでもないんですね。もう一つは、やっぱりきちんとした都市の標準装備。体育館、図書館といった快適な市街地。こちらも整備して、その中で町民が自主的にいろんなイベントを企画できる力ですね。ムーブメント、そちらをあわせて持っていかないと、どうしても地域の中のエリアというものは狭いものですから、市街地というところを考えると、そちらの政策もあわせてやっていかないと伸びられないのかなというふうに思っております。

このローカル的な思考については、柴田町はいろんな情報発信をさせていただいて、例えば 入間田地区に、ちょっと言葉を忘れたんですが、テント、古民家を活用して、そして会社を起 こしてやっていくと。柴田町以外の方々がわざわざ会社をつくって、そして古民家で宿泊施設、 それからテントを張って、あれは何というんでしたか、ちょっと忘れましたけれども。(「グ ランピング」の声あり)グランピング。何か難しいグランピングということで、1,000万円自 分の金を出して、そして今は月1回のラーメンなんですが、それでもって地域の方々と一緒に、 とにかく槻木の北部が大好きだということで実際に動き始めているので、そういう方々とつな がって、まちをおこしていく、地域を元気にしていく。そういうことも、地域の方々も一緒に 巻き込んでいくと、こういうことが必要で、徐々にそういう動きが出てきているのかなという ふうに思っております。

ですから、柴田町としては、都市の標準装備となる快適な都市環境の整備と、それから地域においてはそういう人材と一緒に、自分たちの力で自分の住んでいるまちを元気にしていく。 それが両輪となって、柴田町は人口が減っても持続的に元気なまちを維持できるんではないかなというふうに思っております。

なかなか最近、意見が合いませんが、最近ちょっと白内議員と私も合ってきたのかなと思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 次に、図書館です。今の考え方からいっても、やはり住民が集まる拠点としての、図書館だけではない、本当に広場。図書館のある広場をつくることが大事だと思うんですよね。

それで、おもしろいなと思って聞いたのが、図書館総合展の中で首長フォーラムというのがあって、そこに瀬戸内市の武久市長が出席してパネル討論とかを行ったんですが、そのときに質問を受けたんですね。「文化に金なんかかけられないと考えている首長の心を動かすには」という質問を受けたんです。武久市長はこのように答えました。「学ぶ喜びを自身が感じないと難しい。市長室にいるのがつらいときは、昼休みに図書館へ行く。図書館を利用している子どもや市民の様子を見るだけで幸せになれる。同じ空間を共有する。図書館は人をつくる。だから、そこに財源をつける」という回答をしたんですね。そこに参加した人は、「うん」とみんな何か納得して聞いていたんですが、やはり人をつくるにはそこに財源をつけなければならない。さっきの不登校もそうなんですけれども、今困っていたり、それからこれから伸びていく人たち、赤ちゃんから子ども、それから若い世代、そして高齢の方も楽しく暮らしていくためには、大きくなくていいから、図書館部分はそれほど大きくなくていいから、みんなが集まる広場、それをやっぱりつくっていくことが必要だと思うんですね。

それで、まだ何も図書館についてはこれから考えるんですけれども、8億円の起債だけがひ とり歩きしてしまっているようなんですが、私が考える図書館は、そんなに借金しないでつく れるだろうなという思いでいます。

それで、先ほども答弁の中で、森林・林業の再生交付金を活用すればという話が出ていたので、これで最高額は2分の1の補助金ですよね。やはりこれをとれるだけの計画をつくること

が大事だと思うんですね。そのためには、早い段階から今の職員だけで考えるのではなくて、 外部の力をかりて、それこそ関係人口です。外部の力をかりて、いい計画を立てて、その2分 の1の補助金を獲得する。それだとすごく大きいですよね。

そのほかにも、町長もふるさと納税がふえたととても喜んでいらっしゃいますが、企業版ふるさと納税を利用すれば、もっともっと図書館にはお金が集められる。そうすると、借金はかなりゼロに近い形でつくることだって可能です。そういう考え方はないですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- O町長(滝口 茂君) 先ほど図書館については、もうレールを敷かせていただいて、もし議会がよろしければ来年度基礎調査の費用をつけて、私としては体育館が順調にいけば、平成36年に着工したいというふうな今シナリオを書いて、来年の1月の議員全員協議会でお示しをしたいというところまできております。

今、お話を伺いますと、15億円の想定でございましたが、そんな大きさにこだわらないというご発言もございました。であれば、この木造で金額が15億円なので、建てるとすると最高で5億円。先端的な自治体の取り組みであれば、5億円が基準財政となりまして、それの2分の1、2億5,000万円ということを言われております。今、その森林・林業再生基盤づくりを確保するためのシナリオですね、シナリオ。白内議員から木育ということでおもちゃをいただきましたけれども、あのおもちゃ1つではちょっとインパクトがないので、本と一緒に、まず生まれたときから木に親しむというシナリオを始めまして、小中学校では植林とか、木の切り出しとか、坂元植林さんと利用をさせていただいて、一緒にそういう体験をしていただいて、将来木でつくった図書館で知の拠点となる子どもたちの学習の場と、こういうシナリオで一ついくと。

それから、CLT、集成材ですね。この工法を使って、この両にらみでいけば、後は別な力で頑張りたいというふうに思っております。そうすれば、2億5,000万円を確保できるんではないかなというふうに思っております。

15億円でなくてもいいということであれば、あとは場所ですね、場所。この際だから、私はまだ事務方には言っておりませんが、場所として考えられるのは、しばたの郷土館との連携でつくれないかというのがございます。2つ目は、船岡小学校の前に公民館との合築でつくれないかという案です。それから、全くぽつんと図書館が新しい場所に新築と、この3案を吟味させていただいて、議会にお示しできればなというふうに思っているところでございます。

今は、当面は15億円、これは岩沼市の図書館をモデルとして想定しておりますが、当面はこ

の15億円でいきますが、先ほど言ったように専門家のご意見とか、いろんな手法を学んで、も う少し安くできて、補助金ができれば、大分現実的になってくるんではないかなというふうに 思っております。

図書館の必要性、まちづくりに対する役割、もう十分に理解しております。あとは、いかに 資金を私自身が集めて、後世に負担がないようにシナリオを書くかというところまできている というふうにご理解いただきたいと思います。

企業版献金については、まちづくり政策課長からお答えさせていただきます。

- ○議長(髙橋たい子君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 企業版のふるさと納税でございますけれども、この企業版、申請するに当たりましては、私どもが地方創生で2つのプロジェクト事業を国のほうに申請いたしまして、認定をもらったということでございました。今度、仮に図書館を出すということになった場合でも、総理大臣からの計画の認定をいただくと、総理からいただくんですが、そういったものをつくり上げなければなりません。ということは、それなりの並々ならぬ事務の中身がかかわってくるということでございます。そして、当然、私どもが申請しておりました2つの事業もKPIということが求められます。図書館をつくりました、じゃあ図書館をつくってどういうKPIを立てますかということを、総務省の人間から私どもはヒアリングをいるいろされたんですけれども、そういったことまで設けなければならないと。

町長が木ですかね、先ほど言ったのは。そういった木のストーリーの物語をというファンタジーのものだけでは、なかなか再生計画はいかがなものなのかなと、KPIとなってくるといかがなのかなという気もいたしますけれども、そういった審査もあるということでございます。あと、私のほうで実際やっているところの自治体のほうにも聞いてみたんでございますが、市町村名は控えさせていただきます。「28年度の寄附は3社で150万円でした。29年度、今年度は1社からの寄附の申し出しかないんです。思っていたほど寄附って集まらないんだなと、見込み違いだった」ということを言っている団体もございました。

あとまた言われているのは、当初仮に1,000万円寄附しますということになったといたしましても、企業は生き物でございますので、その期の期別の成績いかんによっては、それは必ず100%担保となるものではないということも言わなければならないのかなと思います。町として事業を進めている以上は、そこの欠、あいた部分は町が腹をくくってでも埋めるんだという気持ちを持ってまでやらなければならないものだろうとは思っているところでございます。

それから、先ほど補助金のお話が出ましたけれども、このふるさと企業版は、国の補助金や

交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として寄附を充てることはできないということもうたってありますので、その点も注意しなければならないのかなというふうに思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 計画を立てていくのであれば、早く専門家を入れて、しっかりとして、補助金も含めいろんな面から見ていかないとだめだと思うんですね。場所も決まっていませんが、逆に決まっていないからこそ早い段階での専門家の意見というのは大事になってくると思います。

それで、今の職員だけでやろうとか考えないで、本当に外部からのそれこそ関係人口をふやして、外部からの応援を得てしっかりとやるべきだと思います。それで、早い段階で館長候補をやはり雇用しなければ進めていかないと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 計画、平成36年ということでございますので、当面は役所のほうで資料整理等を行いまして、ある程度、最終的には私が決断するわけではなくて、議会のほうで判断してもらわなければなりませんので、議会の皆さんが、もう図書館をつくっていいという雰囲気、機運が感じられたときには、やっぱり専門家を交えて立派な図書館をつくっていかなければならないというふうに思います。それが、36年中、初年度からゴーサインが出るのか、4年後になるのか、それは議会とのこれからのやりとりの中で決まるのかなというふうに思っております。

その前に、体育館のことですね。こちらが決まらないことには、残念ながら今の財政状況では図書館をするということにいきませんので、そちらの兼ね合いもありますので、ぜひとも体育館と図書館、議会と執行部はしっかりと将来の財政負担を考えて議論をさせていただいて、なるべく両方いい形で筋道が立てられればいいのかなというふうに思っております。そのときは専門家も交えたいというふうに思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ございますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 計画の最初の段階から専門家を入れていただきたいと思います。柴田町がどういう町を目指すのかが、大切になっています。 以上です。
- ○議長(髙橋たい子君) これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。 次に、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔5番 桜場政行君 登壇〕

○5番(桜場政行君) 5番桜場政行です。大綱1問、質問いたします。

町なかにベンチの設置を。

超高齢社会を迎えた我が国では、2035年には国民の3人に1人が高齢者の時代になると推計されています。高齢者にとって不安となる生活環境としては、日常の買い物、病院への通院等があります。

本町では、公共交通としてデマンドタクシーを運行し、町民の足として多くの方が利用しています。その一方で、買い物袋いっぱいの荷物を持って歩く高齢者の姿も目にします。高齢者の徒歩圏内は自宅から500メートルと言われていますが、町内の小売店は少なく、遠くから徒歩で買い物に来る高齢者もおり、疲れたのか防護柵などに寄りかかっている方も見かけます。徒歩で買い物、病院へ通院している高齢者が休めるベンチが町なかにあれば、安心して買い物や通院ができます。ベンチがあれば、利用する人がいます。利用すれば出会いが生まれ、コミュニケーションが発生します。ベンチは、日常のまちを活性化させる重要なものです。

町内のベンチの現状を確認しました。確かに、駅周辺や公園にはベンチが設置されていました。しかし、町なかの歩道にはベンチが1つもなく、お店の前にベンチを設置しているところはありましたが、お店を利用する人のベンチに見え、買い物客以外の人は座ることに抵抗を感じてしまうものばかりです。自由に腰かけ、ほっとできるベンチが、町なかには必要と考え、伺います。

- 1) 緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障を来さない町道や歩道に、道路管理者としてベンチの道路占用許可をすることは可能ですか。
 - 2) 歩道の役割は、「歩くための道」だけと考えていますか。
 - 3) 本気で座ってほしいベンチの設置を商工会とともに取り組めませんか。
- 4)地域計画の補助金を利用し、42行政区にベンチ1基の設置(私有地)をお願いできませんか。
- 5) ベンチに対する意識やニーズを把握するため、高齢者を対象としたアンケート調査の協力を、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの職員にお願いできませんか。 以上です。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 桜場政行議員、町なかにベンチの設置をについてでございます。5点ほ

どございました。

1点目、道路占用許可関係です。

船岡駅前通りや新栄通線、役場北側の船岡西1号線などは、歩道幅員が3メートル以上確保されており、植栽スペースも設けられているので、ベンチ設置のための道路占用許可は可能であると考えております。しかし、人と人とがすれ違うことができない歩道については、道路管理上の面から道路占用許可は難しいと考えております。

2点目、用語解説では、歩道とは、「歩行者が利用する、通行する歩行者用の道のこと」となっています。しかしながら、果たしている役割と考えれば、歩くための道のほか、時には触れ合いの場、出会いの場といった役割りを担っていると思われます。また、緑豊かな街路樹が植栽されている広い歩道や街角のポケットパークは、オープンスペースとして町民の憩いの場となり得るものであり、これからの町の発展には必要な公共施設だと考えております。

3点目、本気で座ってほしいベンチとは、誰もが気軽に使えて座りたくなるベンチと理解してよいのか、ちょっとイメージを膨らませることは難しいのですが、ベンチの設置に当たっては、商店街を利用する消費者の皆さんの意向も確認する必要があると考えております。

また、商店会や商工会の皆様にも、ベンチを設置することの必要性を理解してもらい、商店 会の活性化につながることであれば、町としても支援を考えていきたいと思います。

なお、超高齢化社会を迎え、高齢者に優しいまちづくりを進めるためにも、街角にポケット パークを整備し、ベンチで休める憩いの場づくりが大変重要だと考えております。

4点目、区会、町内会及び自治会等が策定する地域計画は、地域の将来像を実現するための 具体的な計画であり、地域の住民の意見を伺い、話し合いをもって地域の課題を見つけ出し、 解決に向けてどのように取り組むのかを定めた計画となっております。

町では、課題解決に向けた取り組みを支援することを目的に、地域づくり補助金制度を設け、 住民と行政の協働のまちづくりによって地域コミュニティの充実と強化を目指しています。地 域が地域の課題として、高齢者が自由に腰をかけられるベンチが必要であると合意され、地域 計画に盛り込まれれば、地域づくり補助金を利用することは可能でございます。設置の判断に ついては、地域の裁量にお任せしたいと考えております。

5点目、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの職員がアンケート調査による 意識及びニーズ調査を行うのではなくて、地域の高齢者が必要とするベンチ等の要望やさまざ まな課題については、行政区が地域計画を策定する際の地域の意識及びニーズ調査において、 地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの職員が助言する立場で協力し、高齢者の 真の要望を引き出す役割を果たしたほうがいいのではないかと考えております。 以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 今、町長のほうから、大分前向きな答弁をいただいた中で、じゃあ一つちょっと確認したいんですけれども、最後のアンケート調査ですよね。これは本年度策定する障害福祉計画と第7期介護保険事業のために、昨年生活圏ニーズ調査を委託しております。それで、その調査の中に、高齢者が、例えば町なかに出かけるときにベンチがあったら必要ですかとか、そういった類いというか、どういった内容のアンケート調査を行ったのかお聞かせください。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 福祉課のほうとしては、昨年、介護保険事業計画策定のため、また 障害福祉計画策定のためにアンケート調査をさせていただきました。その中において、高齢者 の日常生活におけるという形で、体を動かすこと、階段を手すりや壁を伝って上れるかとか、 椅子に座った状態から起き上がれるかとか、介護に係るアンケート調査を含めまして実施させていただいております。

その中において、ちょっとベンチという言葉はないんですけれども、外出を控えている理由 という形の部分で、高齢者の方が外出を控えている中にあってのその理由というアンケートの 回答をいただいております。

特に一番大きいのは、足腰が痛むということで、62.2%の方が外出を控えているというようなことがあります。それから、トイレの心配があるということが19.9%、あと交通手段がないというふうなところの17.2%や、外で楽しみがない、外に出ての楽しみがないなどの11.6%など、外出できない理由というふうなところでは回答を得られているところでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) その対象者は主にどのような方だったでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 今回の対象者につきましては、まず介護保険のほうの第1号被保険 者の65歳以上の方、それから要支援の認定になっている方、それから第2号被保険者、40歳か ら64歳の方、それから要介護認定になっている全員の方、それから身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象にアンケート調査をしております。

人数については、第1号被保険者と要支援認定者については1,365人、有効回答数が899人で

65.9%の回収率になっています。第2号被保険者については1,000人を抽出させていただきまして、有効回収数が434、43.4%の回収率。要介護認定者については、介護認定者の775人、有効回収率が398名で51.4%、そのほかに身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方の手帳をお持ちの方については497人にお願いしまして、有効回収数が232人の46.7%となっております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) ご丁寧にご答弁ありがとうございました。

町なかにベンチを、歩道にベンチを置くという文化が日本にはまだ全く定着がないせいか、 高齢者によるベンチのアンケートをいろいろどこかでとっているかなと思っていろいろ調べて みたら、ほとんどとっていなかったですね。京都府の京都市で、対象者が同じくやっぱり要介 護者65歳以上の方で、127名。ただし、その中には何か若干100歳を超している方が二、三名い たので正しいデータかはございませんが、こんなデータが出ていました。

男女から言うと、比率が男性が39名の女性が88名で、項目が6つだったんですね。項目が、性別と年齢と歩行状態、外出先で思い浮かぶベンチの数、外出先でベンチがなく困った経験があるか。最後に、ベンチがどこにあるか知りたいかという結果でした。それで、まず外出先で思い出すベンチの数というのが、127名のうち、無回答の方、恐らく100歳以上の方、無回答が16名いるんですけれども、思い浮かばない方が60名いるということなんです。それで、1基から2基が35名で、ほとんどこの中でも8割、9割方がずっと京都市に住んでいる方だとは思うんですけれども、ベンチがどこにあるか思い浮かばないと。それで、ベンチがなくて困った経験があるかという質問に対して、「しょっちゅうある」が11名、「たまにある」が55名で、当然半数以上になるので、こういったデータから見て、俗に言う高齢者には町なかに、公園のほかにですよ、ベンチが必要なのかなと思って、今度はちょっと事務的な質問をしたいと思います。

まず、道路占用許可の基準が、先ほど幅員3メートルということで許可が出せるという回答 だと思ったんですけれども、それでよろしいでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 歩道限定ということでございますけれども、道路構造令の規定でも、ベンチを設ける場合については、プラス1メートルすること。つまり、歩道の最小の幅というのが2メートル以上とするという規定がございます。2メートルプラス拡幅の1メートルで、3メートル程度あればベンチの設置は可能であるという見解です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) もう一度、ちょっと確認します。先ほどの町長答弁だと、歩道のベンチが可能な場所は3カ所。新栄通と駅前からと、あと駅の裏ですか。もう1つ、どこと言いましたか。済みません。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 船岡駅前通り、駅前から。あと、それから新栄通、役場北側、 船岡西1号線です。目の前、北側です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 占用許可をとるときに、例えば商店街の方がちょっと歩道にはみ出すからちょっと協力してくれないかとか、そのときは占用許可、お金はかかるんですかね。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- 〇都市建設課長(水戸英義君) 料金は発生しません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) それから、占用許可というのは、基本的に広域物件に関しては10年以内で、その他の物件は5年以内というふうに定められているというふうにちょっと確認はしたんですけれども、例えば商店主が町道の歩道にちょっと若干はみ出すんですけれども占用許可という場合は、5年なのか10年なのか。そして、それは更新できるのかどうかだけお願いします。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 10年でやっています。10年更新ですね。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- **○**5番(桜場政行君) わかりました。

では、3)で、本気で座ってほしいベンチの設置を商工会と取り組めませんかという話です。 私がちょっと通告を出す前に、若干ちょっと船岡だったんですけれども約8キロメートルを2時間くらいかけてずっと歩いたんですよね。商店街にも、ベンチは確かにあるんです。でも、完全にもう、お店を利用した人の椅子、もしくは単に置いている椅子、あとはちょっと小ぎれいなと言ったら失礼なんですけれども、この椅子、本当にちょっと買い物途中でちょっと疲れた高齢者の方が休めたらいいだろうなと思った椅子も若干あったんです。ただ、そこに何がなかったかというと、やっぱり看板なり、要するに誰もが座ってもいいですよみたいな、看板なりそういった雰囲気がなかったんですよね。

そういった意味では、新たな設置もこれからしていきたいと思いますけれども、今現在ある

商店主の方たちがみずから提供している椅子の見直しも、まず大事だと思うんですよね。本当に、名前を言うと失礼ですけれども、置いてあるんだけれども、ここで買い物もしていないのにちょっとここに座れないよね、でも座ったら楽なんだろうというお店も確かにあるんですけれども、どなたかそういった感想をお持ちの方はおりますか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) ベンチを商店の前に置いてあるケースだと思うんですが、やは り今桜場議員がお話ししたとおり、やはりお店と直接かかわる、やはりそこで物を買ったりな んかしたからそこで休みましょうというお店の置き方、もしくはそこで買った物を食べていく といいますか、そういうどうしても流れが、今の現状では置いてあるベンチの流れなのかなと いうふうに感じております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 町長の答弁を聞くと、商店、そして商店会、それから商工会が本気で取り組むと、ベンチの設置に取り組む姿勢があるんだったら、執行部としても何らかの協力はいただけるようなご答弁だったかと私は受け取ったんですけれども、その辺はよろしいですか、そういう受けとめ方をして。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) 先ほど町長が答弁したとおり、あくまで商店街の活性化につながるということであれば、やはり商店街の方、また消費者の方の意向を確認した上で、やはり必要だということになれば、町のほうとしても支援というものを考えていきたいということで考えております。

ただ、そのためにいろんな補助金とか場合によってもありますけれども、そのためにはいろいろその補助金をもらうために、今商店街を利用する消費者の意見を聞くとか、もしくはその計画ですね。ベンチを設置するための計画、なぜ必要なのか。そういったものもいろいろ調査した上で、皆さんの商店街、そしてお客さんの意向、そういったものが一つになれば、そういったものをつくるということで、補助金等にも手を挙げるということも可能です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) わかりました。では、商工会と連携をするのは、基本的には商店主及び商店会、そして商工会が本気の姿勢をとにかく出してやるんだったら協力してくれるということですよね。

実は私も商工会のメンバーの1人なので、来年度にかけては、やっぱり僕が考えているのは、

商工会のほうとしては、年に商店会に1基及び2基ずつでいいと思うんですよね。それが固定式のベンチにするか、それとも固定しないで商店主の方たちが間違いなく責任をもって夜はちょっと下げるとか、そういう形。だから、そんなに一気に10基とか20基じゃなくて、長いスパンで、商店会としてお客様のおもてなしの気持ちを込めてそういった取り組みをしていきたいと考えていたんですけれども、そういう取り組み方だったら、そういった協力はもらえると捉えてよろしいんですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) ベンチの使われ方とすると、2通りございまして、いつも買い物に行くお店のそばにベンチがあって、お年寄りになって一旦休んでから家に帰るというパターンですね。それから、これから町なかを歩いて、人を集めるという政策をとっておりますので、歩く中での商店街の位置づけであれば、ポイントポイントにベンチをつくっていくと、政策の範囲が広がってくるんですね。ですから、商工会のやり方というのは、自分のお店のための商店街では、なかなか役所が全面的に出ることができなくて、その店の商売のため、そうじゃなくて、町全体に人を集めて、歩く中でたまたま疲れたところにポイントポイントでベンチを置く、そっちのほうがベンチは置きやすいと。

ただ、ベンチなんですが、やっぱりベンチを置くには周りに植栽がないと何か落ちつかないですよね。それはいわゆるポケットパークということになるんですが、やっぱりこれからの柴田町はグリーンインフラというのをきちっとそろえて、センターパークをきちっと整備した中で、各街角にそういうベンチが置かれたポケットパークを配置して、それと商店街が連動してという、そういう行き方なんだと、それを商工会とか、町と一緒にやろうと。そうでないと、単にベンチをつくってというのはいまいち、最初はいいんですが、ある特定のお店を利用するだけのベンチになりかねはしないかなというふうに思っております。

もう少し商店街の発展のためにも、大きなまちづくりの観点からのベンチの設置ということ をみんなで考えていったほうが、私は設置しやすいんではないかなというふうに思っておりま す。

そのとき、街角の空き地の商店街は、ただで町に貸してもらうと。ただとは言わないよね。 安く、ポケットパークとして貸してもらう。そういう気持ちがないと、単に物理的にベンチを 置いただけではいけないのかなというふうに思っております。柴田町はフットパスということ をやっておりますので、早く商店街もこのフットパスが柴田町の商店街の生き残り策の一つだ と認識できるように、お互いにもう少し切磋琢磨、商工会の会員として今お話をさせていただ いておりますが、切磋琢磨していきたいというふうに思っております。

○議長(髙橋たい子君) 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承ください。

再質問ございますか。どうぞ。

○5番(桜場政行君) 町長、私の持ち時間がまだ20分あったので、それは後々に話そうと思っていたんですけれども、初めにちょっと言われちゃったんですが、まず商工会としては、とにかく今現在のベンチをしっかりと整理、そして誰もが座っていけるようなベンチをしっかりと組み立てる。もしくは、年に一、二台でいいですので、そういった協力をもらう。それで、僕は4)に地域計画の補助金を利用して42行政区にベンチを設置というのは、これが今町長がそういう考え方をしたほうがいいという、そういったつもりで実は出したんですよね。

でもやっぱり、地域計画はあくまでもその行政区独自で考えるものであって、強制的にできるものではない。そういうことであれば、じゃあそれぞれの42行政区、例えばいろんな道の駅、プチ道の駅なんか見ていると、そこに集う場が確かにある場所はあるんですよね。今さらそこは要らないよ、ベンチ要らないよ、我々は集う場所があるという行政区もあるとは思うんですけれども、例えば補助金でベンチを買うんじゃなくて、それぞれの行政区の区長さんに、1カ所ないし2カ所でいいですから、この行政区のこの辺にベンチがあったらみんな楽だろうなという、そういった意見の取り上げ方はできませんか。そのくらいのお願いはできないですかね。それぞれの行政区に、こんなところにベンチがあったらみんながくつろげるとか、休めるとか、そういうお願いをすることはできないですかね。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 大変難しいご質問かなと思いました。やっぱり、自分のおらほの地区は俺たちが全部知っているんだというのが地区に長く住んだ方々なんだと思います。役所のほうが、ここに大きい広場があって、ここが通り道になっているからここに腰かけを置いたらいかがですかねというようなお話ではなくて、やっぱりその地域を、その地区で買い物をスーパーからしてきて、この辺で疲れてどこかのフェンスにもたれかかっているというのは、そこの地区の方々が長い間ずっと見ていると思いますので、そういう観点でご自分たちでその課題というものを捉えたのであれば、そういうことで地域計画の中に落としていただいてやっていくことは、私どももやぶさかではないということを申し上げさせていただいたところでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

- ○5番(桜場政行君) 地域おこしとは、また違いますよ、地域計画とは。要するに、自分たちの行政区の中に、先ほど言いました集う場がある行政区は、恐らくそんなことは言わないと思うんです。そうじゃない行政区の方たちに、ここにベンチが欲しいから地域計画であんたたちがお金を払ってつくりなさいじゃなくて、その情報だけをいただけることはできないかと。それを行政区の区長さんにお願いができないかなと思ったんです。行政区の区長が集まったら。そうしたら、それぞれの行政区で、こんなところにベンチがあったら休める場というのが、何となく情報が得られると思うんですよ。それをうまく活用できないかと。町も本気で取り組んでくれる、商工会と一緒にマッチングしてやってくれる。そのほかに、町なかにそれぞれの行政区長さんが、こんなところにベンチがあったらいいですよと情報をもらえると、もっともっといろんな形で、そういった意味では展開できるのかなと。そういうことは、お願いできないですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。副町長。
- ○副町長(水戸敏見君) 何かわからなくなってきたので、手を挙げてしまいましたけれども、 一つ一つの行政区にベンチを置くという考え方も決して悪くないんですけれども、1つだけベ ンチを置いたって、そんな集まる拠点になるとはとても思えないですね。少し踏み込んで、行 政区一つ一つのモニュメントになるようなベンチ、石でも木でも竹でもいいからつくってみま せんかという形で、共作、そういうベンチのあるまちというような共作、やるんであれば少し おもしろいかなと思っています。

今、時々朝歩いて帰ってくるんですけれども、個人の自宅の庭とか駐車場を開放してベンチを置いている方がいます。小さなベンチとテーブルと。それで、朝方にかかわらず男の人たちが集まっているんですよね。たばこを吸っていますよね。健康推進課長から怒られそうですけれども、確かにたばこを吸うのはそんなにいいことでもないんですけれども、ただ男の人たちが集まってくる拠点として、そういう場所を庭先に開放する、そういう場所があってもいいのかなというふうには思っています。決してたばこを勧めるわけじゃないですけれども、そういうオープンベンチという考え方も少し話してもいいかなと思っています。

もう少し踏み込んだ提案があれば考えてみたいと思いますけれども、簡単にベンチ1つだけ を各行政区に需要ありますかと聞くのは、ちょっとまだ練度といいますか、足りないなと思い ますので、もう少し一緒に考えさせていただきたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 今副町長がおっしゃったことは、最後のほうに言おうとしていたことだ

ったんです。最終だし、時間もないので、じゃあもう、ばっと自分の考えを述べさせてもらっていいですか。

先ほどは、65歳からの高齢者の対象のためにアンケートをとったということがありました。 それから、宮城県のメタボリックシンドロームで、村井知事が今度は2020年までには20代から 64歳の県内の男性に9,000歩を引き上げる県の計画を今うたっていますよね。そういった面でも、高齢者にとっても、20代、そして64歳の人たちも、僕も正直8キロメートルぐらいこの間歩いたと言いましたけれども、若干ちょっと変形性関節症があるので、こんなところにベンチがあったらもうちょっと毎日歩けるのかなと感想を持ちました。そういった面では、本当に男性の方がもうちょっと歩く機会、どうなんだろうな、9,000歩というと幾らもないから、本当に若い人だったらベンチなんかなくても9,000歩ぐらいは恐らく歩けると思うんですけれども、でもどこかにそういった休める憩いの場があったら、もっともっといいのかなと。

それから、フットパスですね。来年、フットパス全国大会が本町で開催されます。その事前の活動で、プレが開催されましたけれども、フットパスというのはもともと昔からあるありのままの風景を楽しむ道であり、フットパス整備に事業をかける事業ではないと認識はしています。でも、そんな中で、委託しているしばたの未来会社の方たちに、例えば槻木、船岡、2コースでありますけれども、例えば委託しているしばたの未来会社のほうから、こんなところにちょっと休み場があったらいいですねみたいなことは、まずじゃあまちづくり政策課長、そんな話はありませんでしたか。4コースつくって……、ああ、ないですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 勝手にやりとりしないでください。答弁を求めます。まちづくり政策 課長。
- **○**まちづくり政策課長(鈴木 仁君) ありません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) じゃあ、ベンチの有無について、今後お話をしてもらう時間は、担当の 方とそういう話はなかったかと、あえて自分からお聞きすることはできませんか。

もう一つ。私も昨年、槻木コース1コースと船岡コース1コースがありましたけれども、休むところはなかったような気がしたんですよね。さすがに槻木は田んぼの中から蔵王を目の前にしてすごくすばらしかったけれども、休む場所もなかった。船岡も1コースでしたけれども、ここで休んでくださいみたいなことはなく、歩いて、立って説明を聞いて終了したという形だったんですけれども、何かじっくり話を聞けば、こんなところにちょっと休める休憩というかそういう場所があったら、もっともっと楽なのかなと。僕は自分でそう思ったものだから、な

かったとしたら、改めてまちづくり政策課のほうからしばたの未来会社のほうに、そんなところはなかったですかとお尋ねすることはできますよね。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **O**まちづくり政策課長(鈴木 仁君) はい、お尋ねしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) それで、今確かに町長が言いました、副町長が言ったとおり、僕は本当から言うと、それぞれの行政区からこんなところがあったらいいなと思ったんですけれども、逆に柴田町のベンチプロジェクトという形で、民有地を無料でお借りできる募集をして、町がベンチの購入費を補助するような取り組みは考えられないかと思ったんです。もちろん、設置促進場所というのをある程度指定するようなやり方で、そういった取り組み方って、なかなかできないものですかね。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 私は、これからの町、柴田町のまちのほかの自治体との差というのは、 やっぱり快適なまちをつくるということではないかなというふうに思っております。そのとき に、県のほうでも今進めている景観形成と、町並みを自分たちでつくっていくランドスケープ デザインというそうでございますが、こういうところに力を入れていって、全体の中で緑の空 間とベンチをセットにしていく。随分時間はかかるんですが、そういう方向である街角、街角 にそういうランドスケープデザインとベンチがあったまちがつくられていって、最終的にセン トラルパークに結びつけられるような町並みができれば、ほかの町と差別化できるというふう に思っております。

というのは、千桜公園をつくっておりますが、日中、相当人が歩いております。ですから、まずは千桜公園を歩いていくと、休みどころがないということも言われておりますので、まず今千桜公園を整備しておりますので、たまたま財源は国からいただいておりますので、それをもとに簡易なベンチを設置する、それをだんだんだんだん町なかに整備をしていって、都市全体に景観形成、ランドスケープデザインを導入して、やっぱり緑豊かな街路ですね、並木道。そして、その木陰で休むと。そういうまちがいいんではないかなと。ですから、冗談に、地方創生1,000億円あるんなら、各自治体に1億円ずつくれと。本当にセントラルパークをつくったほうが経済効果は大だというふうに悪口を言っているんですが、もちろん自分でしっかりと地方創生を確保しての話ですからね。

そういうふうに、やっぱりこれから都市公園、ベンチと一緒にこういう拠点を、こういうこ

とは、もちろんそういうものをつくっていったほうがほかのまちとの差別化につながるという ことでございます。その器の上にいろんなイベントが企画されたり、町なかを歩いたり、それ で商店街と結びついてお買い物をすると。そういう柴田町、次のステージに行きたいというふ うに思っております。

今、ベンチの話、こういう具体的に提案されたのは15年やっておりますが初めてなもんですから、これを契機にポケットパークの整備とかランドスケープデザイン、そちらのほうに今度は考え方をシフトさせていただいて、もちろん基本的な政策をやった上での話ですが、やっていきたいというふうに思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 本当に町長が、15年やって初めてベンチの提案って、そのとおりだと思うんですね。先ほど言ったとおり、日本には道路とか歩道にベンチを設置するという本当に意識がなくて、ただ町長がおっしゃったとおりに景観形成をするとか、ポケットパークにしたほうがいいとか、すごく前向きな話があって。それで、ポケットパークというのは、恐らく槻木の土地改良区の跡に何年か前に1カ所だけあるのと違いましたか。そこだけちょっと確認していいですか。槻木西あたりになかったですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 1カ所ですね。畑中踏切のところですね。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。
- ○5番(桜場政行君) だから、そのことに対して、昔はタウンスクエア補助制度とか、昔の話だとあったので、今ちょっとその補助金に関していろいろ調べてはみたんだけれども、今の段階でないので、まずはだから僕の考えをはっきり申しますと、まず商工会は商工会として、今既存のやつをしっかりと見直す。そして、新しいベンチは設置する。それと同時に、今町長が言ってくれたポケットパークなんかも視野に入れた取り組みも、これから取り組んでいただく。初めてのベンチの設置、そして今まで日本のどこの行政区を見ても、何件か町なかにベンチを設置している行政区はあるんですけれども、ほとんどない状況です。初めて質問をして、町長も副町長もそういった前向きな、そしてこれからの取り組みのお話をしたということは、一歩も二歩も前進したのかと思いますし、私は私の立場なりに商工会として今お話をしたことは、とにかく動いていきたいと思いますので、なるべく今、本当に町長が言ったポケットパークを含めたまちづくりを積極的にこれから進めて、いろんな諸条件があると思いますけれども、そんな諸条件をクリアしたら、町長、進めていっていけるという捉え方でよろしいですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) これからの地方都市の発展は、ここにかかっているというふうに思って おります。オープンスペース、小さなオープンスペースでいろんな方が交流する。それでつな がり人口をふやすというシナリオはできたんです。あとは、財源をどう確保するか。こちらは お任せいただきたいというふうに思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 執行部の考え方と、僕の本当におもてなしも含めて高齢者、そして若者の健康を含めて、ベンチが何カ所かにあったほうがいいと思いました。正直、高齢者だけが集うわけじゃなくて。

ただ、これからポケットパークを初め、そういった取り組みを町長がしてくれるということで、本当に観光のまち、そして健康のまちとして、これからもベンチを含めた、ポケットパークを含めた、そういった取り組み方をぜひ一歩も二歩も前進させていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(髙橋たい子君) これにて5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時05分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成29年12月5日

議 長 髙 橋 たい子

署名議員 7番 秋 本 好 則

署名議員 8番 斎 藤 義 勝